

# 裾野市幼児施設整備基本構想

改訂版

裾野市公立教育・保育施設再編計画

令和2年3月

裾野市

## 目次

<b>1. はじめに</b> .....	<b>1</b>
(1) 基本構想中間見直しから再編計画へ.....	1
(2) 計画の目的.....	1
(3) 計画の期間.....	2
(4) 圏域及び対象施設.....	2
<b>2. 裾野市の教育・保育施設の現状と課題</b> .....	<b>3</b>
(1) 裾野市の概況.....	3
(2) 幼児施設(幼稚園・保育園等)の概況.....	8
(3) 市の子育て支援事業の概要.....	14
(4) 市の財政負担等.....	15
(5) 裾野市の将来設計.....	24
(6) 裾野市の教育・保育の課題.....	36
<b>3. 教育・保育環境の適正化に向けた基本方針</b> .....	<b>37</b>
(1) 公立教育・保育施設が担うべき役割.....	37
(2) 前構想の基本方針.....	37
(3) 見直し後の構想への追加方針.....	38
(4) 前構想を継承する方針.....	39
(5) 民営化の方針.....	42
<b>4. 裾野市公立教育・保育施設再編計画</b> .....	<b>45</b>
(1) 公立教育・保育施設ごとの再配置の方針.....	45
(2) 地区ごとの公立幼児施設の適正配置.....	48
<b>5. 実施スケジュール(案)</b>	
(1) 再編スケジュール イメージ(案).....	57
(2) 推進体制.....	58
<b>&lt;参考資料&gt;</b>	
1. ソフト事業の提案.....	60
2. 策定体制・策定経緯等.....	62
3. 静岡県の市町別公私別幼稚園・保育所施設数.....	65

# 1. はじめに

---

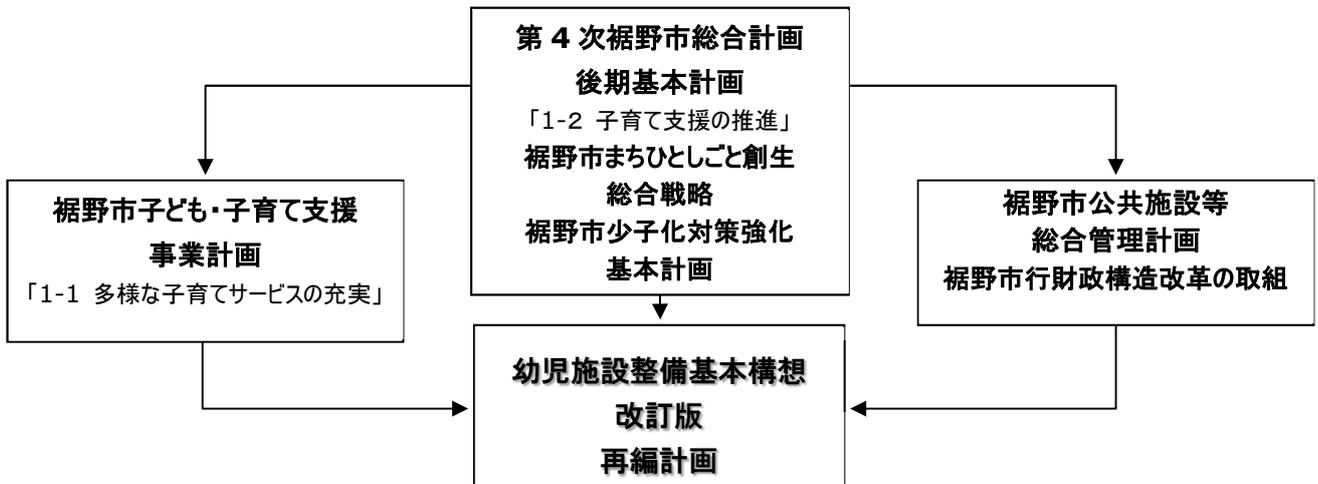
## (1) 基本構想中間見直しから再編計画へ

- 本基本構想は、少子化による就学前児童数の減少、公立幼稚園・保育園施設の老朽化、多様化する保育ニーズなどに対応し、今後とも安心して子育てができるまちづくりの推進を図るため、乳幼児期における保育と教育の総合的な推進と、施設の一体化及び適正配置に向けた裾野市全体の基本的な方向性について検討する。また、今後予想される扶助費の伸びによる厳しい財政状況を踏まえると、効率的な行政運営が求められることから、今後とも乳幼児期における保育・教育に関する多様なサービス提供を効率的・効果的に行っていくための方策として、民間活力の導入(公立施設の民営化)について併せて検討することを目的に平成 25 年 3 月に策定された。
- 策定から5年経過したが、その間、本基本構想に基づく市の方向性、子ども・子育て会議による提言である施設の統合、認定こども園化・民営化は遅々として進まなかった。しかし、市は平成 28 年に公共施設総合管理計画を策定、平成 30 年には、御宿台保育園を指定管理に移行、さらに行財政構造改革の取り組みを推進しており、本基本構想を構想から具体的な計画に落とし込むことが急務となった。そのため、平成 30 年度の子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等の結果を踏まえて立案される、令和元年度の子ども・子育て支援事業計画の策定に合わせ、幼児教育施設整備基本構想を見直し、今後の当市における幼児施設の再編計画を策定する。

## (2) 計画の目的

- 市の最上位計画である「第4次裾野市総合計画後期基本計画」の施策の柱「1-2 子育て支援の推進」、総合計画に内包される「裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標「2. すべての起点となるひとづくり“共育” 2 みんなで子育てするまち すその」及び、「裾野市少子化対策強化基本計画」の第 3 ステージ子育て・乳幼児期の重点施策 11「子育て関連施設整備事業」及び 34「保育園民営化推進事業」、さらに法定計画である「裾野市子ども・子育て支援事業計画」の第 4 章事業計画「2 地域の教育・保育の場及び子育て支援の充実」「1 幼児期の学校教育・保育事業」に整備方針が位置付けられている。
- 行政改革の観点から「裾野市公共施設等総合管理計画」では基本理念として「将来にわたって市民が安心して利用できる公共施設を目指して」を掲げ、5 つの基本方針ともに、具体的に「2046 年までに公共建設物の純資産量を 30%削減」を目標とした。当市の全公共施設の延べ床面積の 5.9%を占める幼児施設も例外ではなく削減目標に位置付けられている。また、「裾野市行財政構造改革の取組」の見直し 198 事業の一つとして、御宿台保育園の指定管理業務民営化を掲げている。
- 令和元年度は「第 5 次裾野市総合計画」の策定途中であることから、従前の計画に基づく位置付けを継続していく。

○改訂版は、前構想を引き継ぎつつ、社会情勢の変化等に柔軟に対応し、構想を具体的に進めること、さらに、経営資源の集約的投入による幼児教育・保育の質の向上を目的に策定する。



※ 構想中の幼児施設とは幼稚園・保育園・認定こども園のことを言う。

### (3) 計画の期間

○当初の基本構想の対象期間は概ね10年間(平成25年度～平成34年度まで)と想定されていたが、今回の見直しにより、改定後10年間(令和元年度＝2019年度～令和10年度＝2028年度)を計画の期間とする。また、見直しに当たっては、対象期間を超える中長期間(20～30年間)における社会動向等も見据えながら、基本的な方向について整理を行う。

○なお、今後の国(制度)の動向や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを図る。

### (4) 圏域及び対象施設

○「裾野市子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て支援サービスの提供区域として市内全域(1区域)を設定しているため、再編計画においても、この区域を踏襲するものとする。また、再編計画の対象施設は、裾野市が設置する「幼稚園」、「保育園」とするが、計画の検討に当たっては、私立の幼稚園・保育園(地域型保育事業所含む)の状況も考慮する。

再編計画の対象施設(公立幼稚園・保育園) R元. 10月現在

区 域	幼稚園	保育園	計
裾野市全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずみ幼稚園</li> <li>・西幼稚園</li> <li>・深良幼稚園</li> <li>・富岡第一幼稚園</li> <li>・富岡第二幼稚園</li> <li>・須山幼稚園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西保育園</li> <li>・東保育園</li> <li>・深良保育園</li> <li>・富岡保育園</li> <li>・御宿台保育園</li> </ul>	
計	6園	5園	11園

## 2. 裾野市の教育・保育施設の現状と課題

### (1) 裾野市の概況

#### 1) 裾野市の人口・世帯数

○平成 27 年の国勢調査の結果、裾野市の人口は平成 22 年をピークに減少に転じている。平成 27 年の裾野市の人口・世帯数は、52,737 人、20,792 世帯であり、人口は前回調査より 1,809 人、世帯数は 250 世帯減少し、裾野市も人口減少期に入ったといえる。

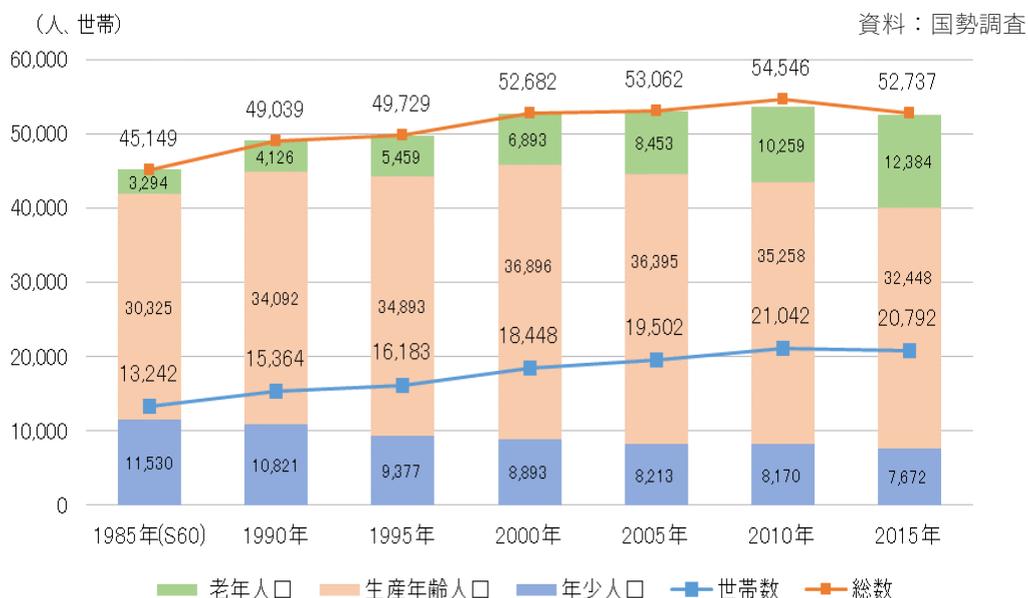
○平成 27 年の年齢別人口は、年少人口(0～14 歳)が 7,672 人(14.6%)、生産年齢人口(15～64 歳)が 32,448 人(61.8%)、老年人口(65 歳以上)が 12,784 人(23.6%)である。30 年前(昭和 60 年)は、老年人口の 3 倍以上あった年少人口は、この 30 年間に 3 割減少した。一方で、老年人口はこの 30 年間に 3 倍に増加しており、平成 17 年以降、老年人口が年少人口を上回った。また、生産年齢人口も、平成 12 年をピークに減少に転じて推移しており、人口の世代間バランスが急激に変化している。

(資料;国勢調査)

	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
人口	45,149	49,039	49,729	52,682	53,062	54,546	52,737
世帯数	13,242	15,364	16,183	18,448	19,502	21,042	20,792

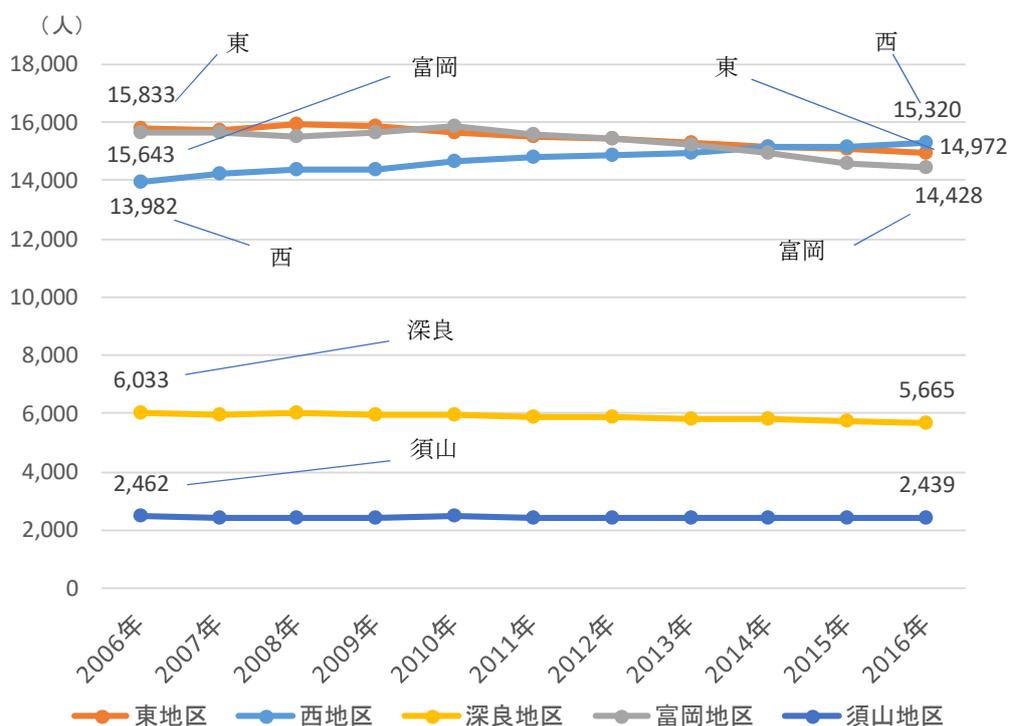
年少人口(0～14 歳)	11,530	10,821	9,377	8,893	8,213	8,170	7,672
比率	25.5%	22.1%	18.8%	16.9%	15.5%	15.2%	14.6%
生産年齢人口(15～64 歳)	30,325	34,092	34,893	36,896	36,395	35,258	32,448
比率	67.2%	69.5%	70.2%	70.0%	68.6%	65.7%	61.8%
老年人口(65 歳以上)	3,294	4,126	5,459	6,893	8,453	10,259	12,384
比率	7.3%	8.4%	11.0%	13.1%	15.9%	19.1%	23.6%

#### 人口・世帯数の推移



## 地区別の人口動向

資料：住民基本台帳（各年4月1日）



## 2) 裾野市の未就学人口

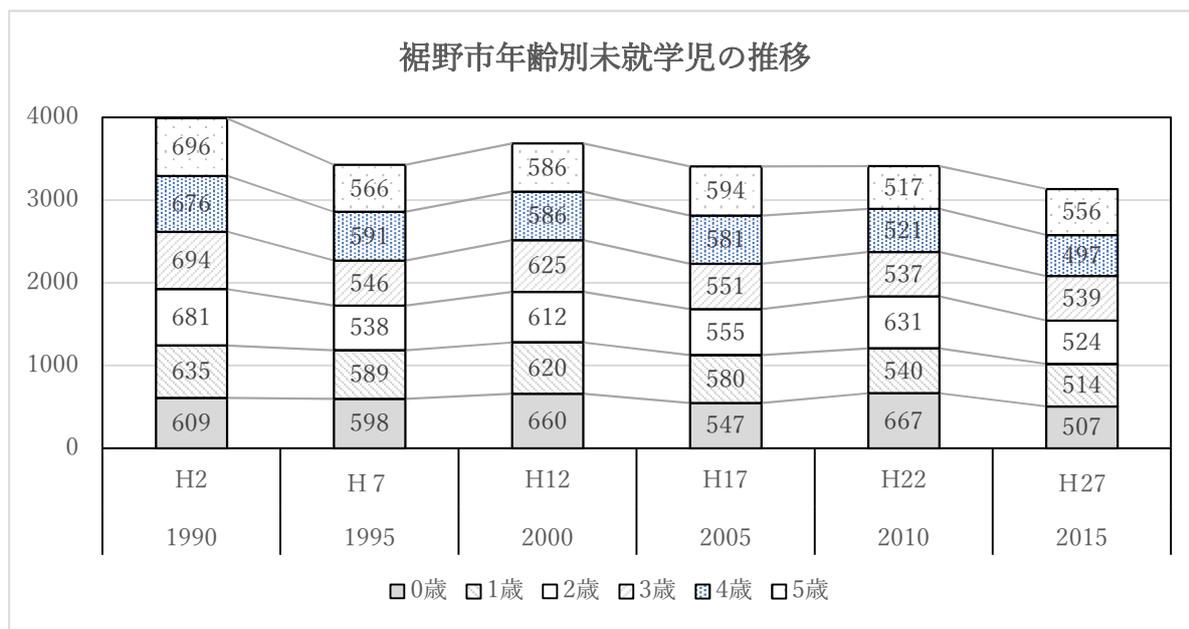
○平成27年の未就学人口(0～5歳)は3,137人であり、全人口の5.9%を占めている。20年前(平成7年)と比較すると8.5%の減少となるが、減少傾向の中でも増減を繰り返して推移している。また、0～5歳の各年齢別の人口は500～550人程度である。

(資料：国勢調査)

未就学人口

年度 年齢	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
0歳	609	598	660	547	667	507
1歳	635	589	620	580	540	514
2歳	681	538	612	555	631	524
3歳	694	546	625	551	537	539
4歳	676	591	586	581	521	497
5歳	696	566	586	594	517	556
0～5歳 合計	3,991	3,428	3,689	3,408	3,413	3,137





### 3) 市内5地区の概況

○市内の自治会や学区等の社会圏域は、旧村に基づく東、西、深良、富岡、須山の5地区を基本に構成されている。

○地区別の人口規模は、東が 14,686 人(27.8%)、西が 15,540 人(29.5%)、深良が 5,438 人(10.3%)、富岡 14,743 人(28.0%)、須山が 2,330 人(4.4%)となっている。

地区/人口	土地利用概要 / 立地する幼稚園・保育園等
東 (14,686 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業地、農地・集落地、住宅地からなる。</li> <li>● いずみ幼稚園 / 東保育園、さくら保育園(私)、富岳台保育園(私)、富岳キッズセンターあい(私)</li> <li>● 東小、向田小、東中</li> </ul>
西 (15,540 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業地、住宅地からなる。</li> <li>● 西幼稚園、裾野ひかり幼稚園(私) / 西保育園、富岳南保育園(私)、さくら保育園分園(私) / 佐野かがやき保育園(小)、ひだまり保育園hagu(小)</li> <li>● 西小、南小、西中</li> </ul>
深良 (5,438 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅地、農地・集落地、工業地、学術研究リゾートが立地する。</li> <li>● 深良幼稚園、聖母幼稚園(私) / 深良保育園/にこにこ園保育所(小)</li> <li>● 深良小、深良中</li> </ul>
富岡 (14,743 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北部は大規模企業群からなる工業地のほか、住宅地、農地・集落地、レクリエーション地区からなる。</li> <li>● 富岡第一幼稚園、富岡第二幼稚園、千福が丘ひかり幼稚園(私) / 富岡保育園、御宿台保育園 / 矢崎グループ裾野保育園、東名裾野病院こひつじ保育園(外)</li> <li>● 富岡第一小、富岡第二小、千福が丘小、富岡中</li> </ul>
須山 (2,330 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 富士山に関するレクリエーション施設が点在し、近年は工業団地ができ工業地として発展している。その他、農地・集落地、レクリエーション地区からなる。</li> <li>● 須山幼稚園</li> <li>● 須山小、須山中</li> </ul>

※人口は H27 国勢調査 (私)は私立、(小)は小規模保育所、(外)は認可外保育所

#### 4) 地区及び小学校区の未就学人口

○平成 30 年の地区別の未就学児人口(0～5 歳)は、東地区(東小、向田小)が 676 人(884 人)、西地区(西小、南小)が 1,029 人(1,056 人)、深良地区(深良小)が 221 人(302 人)、富岡地区(富岡第一小、富岡第二小、千福が丘小)が 748 人(1,054 人)、須山地区(須山小)が 83 人(105 人)である。平成 24 年の人口と比較すると 6 年間で 18.9% 644 人の減、地区別においてもすべての地区で減少している。( )は平成 24 年度の数

○減少幅でいえば、富岡地区が一番大きく 29%、深良地区が 26.8%、東地区が 23.5%、須山地区が 21%、西地区が 2.6%と減少している。

(資料;市民課)

学校区別未就学児童人口

(単位:人)

年齢 学校区	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
東小	114	143	124	119	119	130	749
	108	103	77	120	112	93	613
向田小	21	19	17	21	33	24	135
	9	8	12	8	11	15	63
西小	111	113	116	141	110	110	701
	118	124	120	133	137	120	752
南小	57	68	67	56	52	55	355
	51	39	46	44	49	48	277
深良小	45	49	51	53	52	52	302
	31	29	37	38	41	45	221
富岡第一小	176	175	144	115	116	97	823
	90	114	107	97	101	105	614
富岡第二小	16	12	15	27	22	23	115
	5	11	9	13	8	9	55
千福が丘小	14	19	25	19	19	20	116
	11	6	9	23	15	15	79
須山小	18	14	19	15	23	16	105
	12	14	11	10	16	20	83
H24 計	572	612	578	566	546	527	3,401
H30 計	435	448	428	486	490	470	2,757
差	△137	△164	△150	△80	△56	△57	△644

※ 上段:平成 24 年度 下段:平成 30 年度

## 5) 小学校別の小学校児童数

○平成 30 年度の小学校児童数は 2,859 人であり、市全体では急激な減少傾向にある。10 年間に約 10%の減少となっている。

(資料;保育課)

(単位:人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
東小	721	724	701	667	676	670	665	673	663	671	642
向田小	221	220	210	199	204	196	188	166	148	137	118
西小	689	688	682	682	670	649	627	657	662	681	687
南小	207	225	237	242	248	257	260	265	278	279	293
深良小	339	333	328	331	317	329	334	332	308	291	289
富岡第一小	575	574	578	560	551	551	525	492	486	479	487
富岡第二小	151	137	138	128	121	123	126	125	120	119	111
千福が丘小	153	141	145	150	141	131	122	115	120	122	126
須山小	122	128	136	137	137	134	134	122	114	105	106
計	3,178	3,170	3,155	3,096	3,065	3,040	2,981	2,947	2,899	2,884	2,859

## (2) 幼児施設(幼稚園・保育園等)の概況

### 1) 市内の幼稚園・保育園の整備状況

○市内には幼稚園は9園(公立6、私立3)、保育園は10園(公立5、私立5)・小規模保育所は3園(私立3)が整備されており、定員は、幼稚園が980人(公立580、私立400)、保育園が1,038人(公立630、私立408)、小規模保育所が43人となっている。

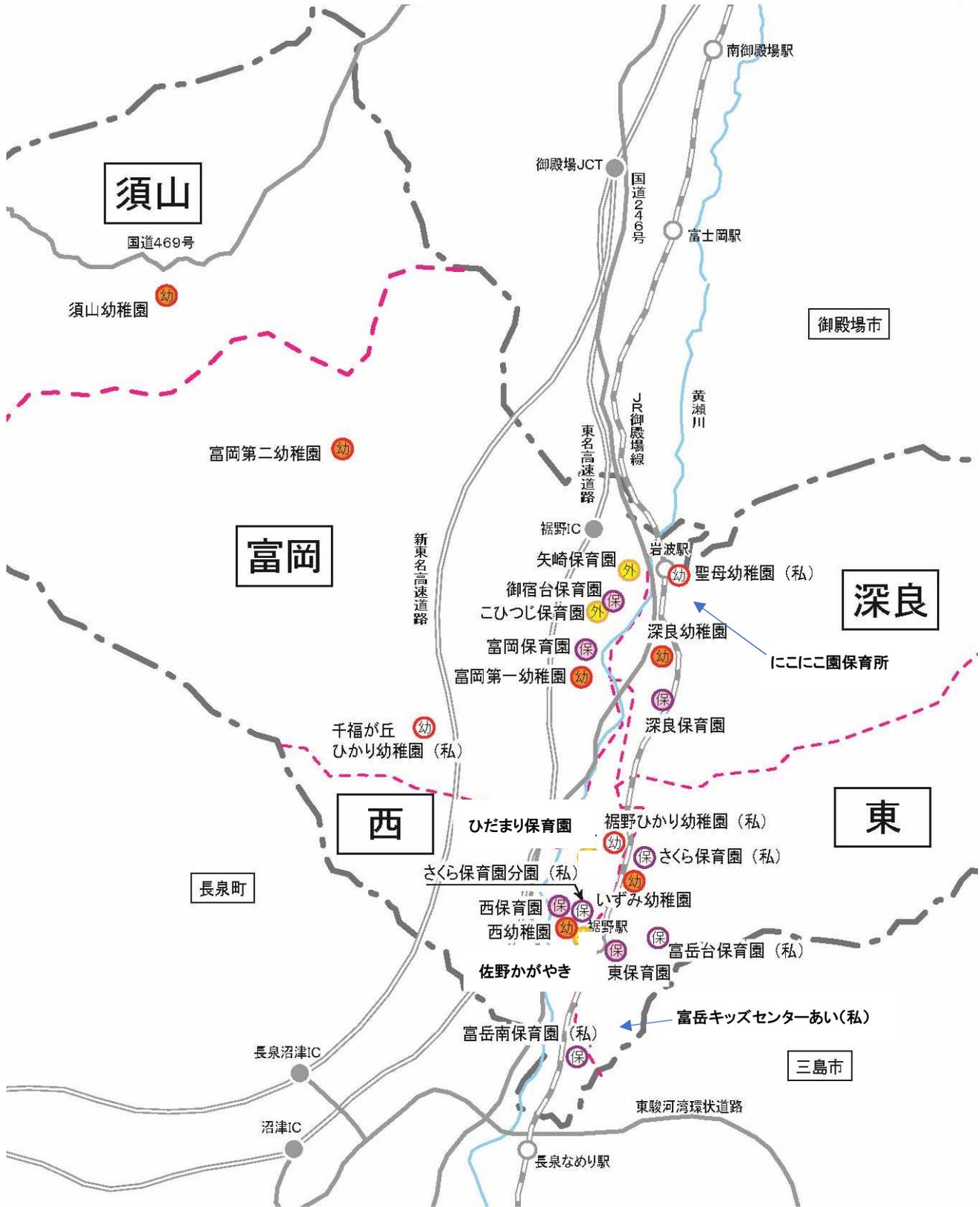
(資料;保育課)

	園	利用定員	事業概要等
幼稚園	① いずみ幼稚園	160	3～5歳児、3歳児募集(60)
	② 西幼稚園	140	3～5歳児、3歳児募集(24)
	③ 深良幼稚園	60	3～5歳児、3歳児募集(24)
	④ 富岡第一幼稚園	100	3～5歳児、3歳児募集(24)
	⑤ 富岡第二幼稚園	60	3～5歳児、3歳児募集(24)
	⑥ 須山幼稚園	60	3～5歳児、3歳児募集(24)
	⑦ 聖母幼稚園(私)	※100	3～5歳児、3歳児募集(30)
	⑧ 裾野ひかり幼稚園(私)	※150	3～5歳児、3歳児募集(40)
	⑨ 千福が丘ひかり幼稚園(私)	※150	3～5歳児、3歳児募集(40)
保育園	① 東保育園	120	通常保育(4ヵ月から)、障害児保育
	② 西保育園	120	通常保育(4ヵ月から)、障害児保育
	③ 深良保育園	90	通常保育(4ヵ月から)、障害児保育
	④ 富岡保育園	120	通常保育(4ヵ月から)、障害児保育
	⑤ 御宿台保育園	180	通常保育(4ヵ月から)、一時保育、障害児保育、子育て支援センター
	⑥ 富岳台保育園(私)	90	通常保育(生後8週から)、一時保育、延長保育、障害児保育、子育て支援センター
	⑦ 富岳南保育園(私)	120	通常保育(生後8週から)、一時保育、休日保育、病後児保育、延長保育、障害児保育
	⑧ 富岳キッズセンターあい	45	通常保育(生後8週から)、一時保育、休日保育、病後児保育、延長保育、障害児保育、子育て支援センター
	⑨ さくら保育園(私)	120	通常保育(生後8週から)、一時保育、休日保育、延長保育、障害児保育、子育て支援センター
	⑩ さくら保育園分園(私)	33	通常保育(生後8週から)、延長保育
小規模	にこにこ園保育所	6	通常保育(生後4ヵ月から)、延長保育、障害児保育
	佐野かがやき保育園	18	通常保育(生後8週から)、延長保育、障害児保育
	ひだまり保育園hagu	19	通常保育(生後4ヵ月から)、延長保育、障害児保育

○認可外保育施設として、NPO法人1施設、事業所内(企業・病院)2施設が整備されている。

保育施設	定員	事業概要等
① 特定非営利活動法人メープル(H18.3事業開始)	15	一時預かり6ヵ月～12歳、9:00～17:00、土日祝休業
② 矢崎グループ裾野保育園(S43.4事業開始)	68	月単位預かり3～5歳児、一時預かり3～5歳児、7:30～18:15(延長保育含む)、土日祝休業
③ 東名裾野病院こひつじ保育園(H2.4事業開始)	16	一時預かり6ヵ月～5歳児(8:00～18:00)、24時間保育

※は「利用定員」でなく「認可定員」の値



## 2)市内の幼稚園・保育園の園児数

○平成 31 年度における幼稚園・保育園の園児数は、幼稚園が 631 人(公立 379、私立 252)、保育園が 961 人(公立 557、私立 404)、小規模保育所(35)の 996 人(公立 557、私立 439)となっている。

○過去 10 年間に、幼稚園は20%の減少、保育園は 2.9%の増加となっている。幼稚園は、公立・私立ともに減少の傾向にあるが、保育園は、年ごとにバラつきはあるものの、横ばいの傾向となっている。

(資料;保育課)

(単位:人)

幼稚園	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
いずみ	158	167	164	174	164	155	166	149	134	143	140
公立	西	113	115	123	126	124	131	106	121	96	98
	深良	68	64	68	66	59	56	54	45	41	40
	富岡第一	107	111	96	95	98	89	84	74	67	62
	富岡第二	45	44	44	48	45	44	41	24	19	19
	須山	54	42	44	42	37	34	38	36	37	29
	須山	54	42	44	42	37	34	38	36	37	29
私立	聖母	97	78	90	91	95	98	96	89	78	74
	ひかり	83	87	109	119	130	119	112	112	105	108
	千福が丘ひかり	64	47	46	43	55	71	83	82	77	86
計	789	755	784	804	807	797	780	740	683	653	631

(単位:人)

保育園	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
公立	東	123	128	131	134	140	140	131	133	118	112
	西	125	127	129	119	131	121	117	113	111	99
	深良	87	89	84	86	94	84	79	77	85	88
	富岡	102	93	91	80	101	102	112	104	102	104
	御宿台	169	188	181	181	187	174	178	187	188	191
	御宿台	169	188	181	181	187	174	178	187	188	191
私立	富岳台	100	107	105	105	106	103	92	103	114	117
	富岳南	117	117	121	126	123	125	111	114	116	113
	富岳キッズセンターあい	—	—	—	—	—	—	45	48	43	44
	さくら	124	132	132	130	137	132	138	135	139	137
	さくら分園	21	25	24	24	29	28	26	28	26	25
計	968	1,006	998	985	1,048	1,009	1,029	1,042	1,042	1,030	961
小規模保育所	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
私立	にこにこ園保育所	—	—	—	—	—	—	—	—	5	6
	佐野かがやき保育園	—	—	—	—	—	—	—	—	14	16
	ひだまり保育所hagu	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
計	—	—	—	—	—	—	—	—	5	20	35
合計	968	1,006	998	985	1,048	1,009	1,029	1,042	1,047	1,050	996

### 3) 保育園の待機児童の状況

○令和元年4月の待機児童は0人、10月の待機児童は3人、平成27～令和元年の5カ年の平均で11人である。平成29年まで増加傾向であったが、平成30年は減少に転じた。これは御宿台保育園が指定管理となり、所属していた正規保育士が他園に移ったことにより、公立の正規保育士が充足され、子どもの受け入れ数が増加したことが要因と考えられる。また、待機児童のほぼ全ては低年齢(0～2歳)児となっている。

(資料;保育課)

(注)待機児童とは、保育所入所申請をしているにも関わらず、希望する保育所が満員である等の理由で保育所に入所できない状態にある児童をいう。  
ただし、他に入所可能な保育所があるにも関わらず、希望する保育所に入所するために待機している児童や地方単独保育事業を利用しながら待機している児童は含まない。

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R元	
合計	園児数	1,052	1,090	1,104	1,090	1,048
	定員数	1,034	1,034	1,040	1,058	1,081
	待機児童数	12	13	20	7	3
	(うち低年齢(0～2歳)児数)	(12)	(13)	(20)	(6)	(3)

※待機児童数は各年10月現在の人数

### 4) 公立幼稚園の預かり保育の状況

○公立幼稚園の預かり保育は、平成29年度より14時から15時の1時間だけの実施が始まった。  
(延べ人数)

(資料;保育課)

(注)預かり保育とは、幼稚園において、保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業期間中に教育活動を行うもの。公立では教育時間後のみ実施している。

公立幼稚園預かり保育人数(延べ人数)

	H29	H30
いずみ幼稚園	1,945	1,483
西幼稚園	1,818	873
深良幼稚園	235	541
富岡第一幼稚園	983	590
富岡第二幼稚園	493	218
須山幼稚園	524	224
計	5,998	3,929

## 5) 保育園の特別保育の状況

○保育園の特別保育としては、「延長」、「休日」、「一時」、「特定」、「病後児」の5種類が実施されており、主に私立での対応が図られている。

○「延長」、「休日」、「一時」は私立4園での実施、「病後児」は私立2園、「特定」は私立1園での実施であった。公立では御宿台の1園で「一時」が実施されているのみである。

(資料;保育課)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
延長保育 (私立4)	3	3	4	4	4	4
	4,698	4,446	4,189	3,835	2,848	3,100
休日保育 (私立4)	3	3	4	4	4	4
	76	37	69	43	48	55
一時保育 (公立1、私立4)	4	4	5	5	5	5
	3,882	3,927	6,491	6,197	6,348	5,192
特定保育 (私立1)	1	—	—	—	—	—
	684	—	—	—	—	—
病後児保育 (私立2)キッズH27開所	1	1	2	2	2	2
	306	317	357	345	376	205

※上段:実施園箇所数、下段:利用者数

## 6) 公立幼稚園・保育園の職種別職員数

○公立幼稚園・保育園の職員数は幼稚園が55人、保育園が87人となっている。

○公立の幼稚園・保育園では、臨時職員の占める割合が非常に高く、幼稚園6園の平均が約56.3%、保育園4園の平均が約61.0%となっている。前構想の数値では幼稚園75.7%、保育園72.1%であったが、御宿台保育園の指定管理により臨時職員の率が減少した。

### 幼稚園

(単位:人) (資料:保育課)

	園長	教諭等	用務員	計	うち臨職	臨職率
いずみ	1	13	1	15	9	60.0%
西	1	10	1	12	7	58.3%
深良	1	6	1	8	5	62.5%
富岡第一	1	7	1	9	4	44.4%
富岡第二	1	3	1	5	3	60.0%
須山	1	4	1	6	3	50.0%
<b>合計</b>	<b>6</b>	<b>43</b>	<b>6</b>	<b>55</b>	<b>31</b>	<b>56.3%</b>

### 保育園

(単位:人)

	園長	園長代理	事務・ 看護	保育士	栄養士 給食員	用務員	計	うち臨職	臨職率
東	1	0		15	4	1	21	12	57.1%
西	1	1		16	4	1	23	14	60.9%
深良	1	0		14	3	1	19	12	63.2%
富岡	1	0		19	4	0	24	15	62.5%
御宿台※	1	1	3	36	6	0	47	24	51.0%
<b>合計</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>64</b>	<b>15</b>	<b>3</b>	<b>87</b>	<b>53</b>	<b>61.0%</b>

※は指定管理中のため職員数は公立の合計には参入しない

### (3)市の子育て支援事業の概要

○市の子ども・子育て支援事業計画に基づき、以下の子育て支援事業の推進が図られている。

(資料;保育課)

事業名	事業概要
ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。(H18～)</li> </ul>
放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>昼間保護者がいない家庭の小学校低学年児童を、授業の終了後適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。(9小学校区、18支援で実施)</li> </ul>
地域子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立保育園3園(さくら、富岳台、富岳キッズセンターあい)と公立保育園1園(御宿台)の4園において、育児相談、親子遊び教室などを実施。</li> </ul>
家庭児童相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの養育、家庭環境、心やからだ、虐待などの子どもに関する問題について、相談・助言・訪問・関係機関の紹介等を行う。</li> </ul>
母親クラブ助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代同士が自主的に行う子育て活動に対して補助金を交付し、児童の健全育成を推進する。(3団体活動中)</li> </ul>
児童手当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て家庭の生活の安定、次代を担う児童の健全な育成・資質の向上を目的として支援する。</li> </ul>
私立幼稚園就園奨励費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園に就園する満 3,4,5 歳児童のいる家庭を対象に、公立私立間の経済的保護者負担の格差是正のため、必要な補助を行う。</li> </ul>
私立幼稚園授業料等負担軽減事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立幼稚園就園奨励費補助金の課税額区分に応じ、授業料軽減補助金、施設設備費補助金を助成する。</li> </ul>
乳幼児医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の経済的負担軽減を図り、乳幼児の健やかな成長に寄与するため、医療費を助成する。(未就学児対象。通院・入院とも自己負担なし、現物給付。)</li> </ul>
子ども医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の経済的負担軽減を図り、小中高生の健やかな成長に寄与するため、医療費を助成する。(通院:1回 500 円、月2回まで、3回目以降は自己負担なし、入院:自己負担なし、現物給付)</li> </ul>
児童館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが健やかに育つよう、仲間づくりや遊びの指導・援助、様々な教室、行事等を実施する。(南児童館、北児童館2館)</li> </ul>
小学生一時預かり事業補助金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生の一時預かりを実施するシルバー人材センターに補助金を交付し、保護者の負担軽減と児童の安全を図る。</li> </ul>
障害児放課後児童教室事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児の健全育成及び保護者の養育負担の軽減を図り、児童及び家庭における福祉の向上を図る。</li> </ul>

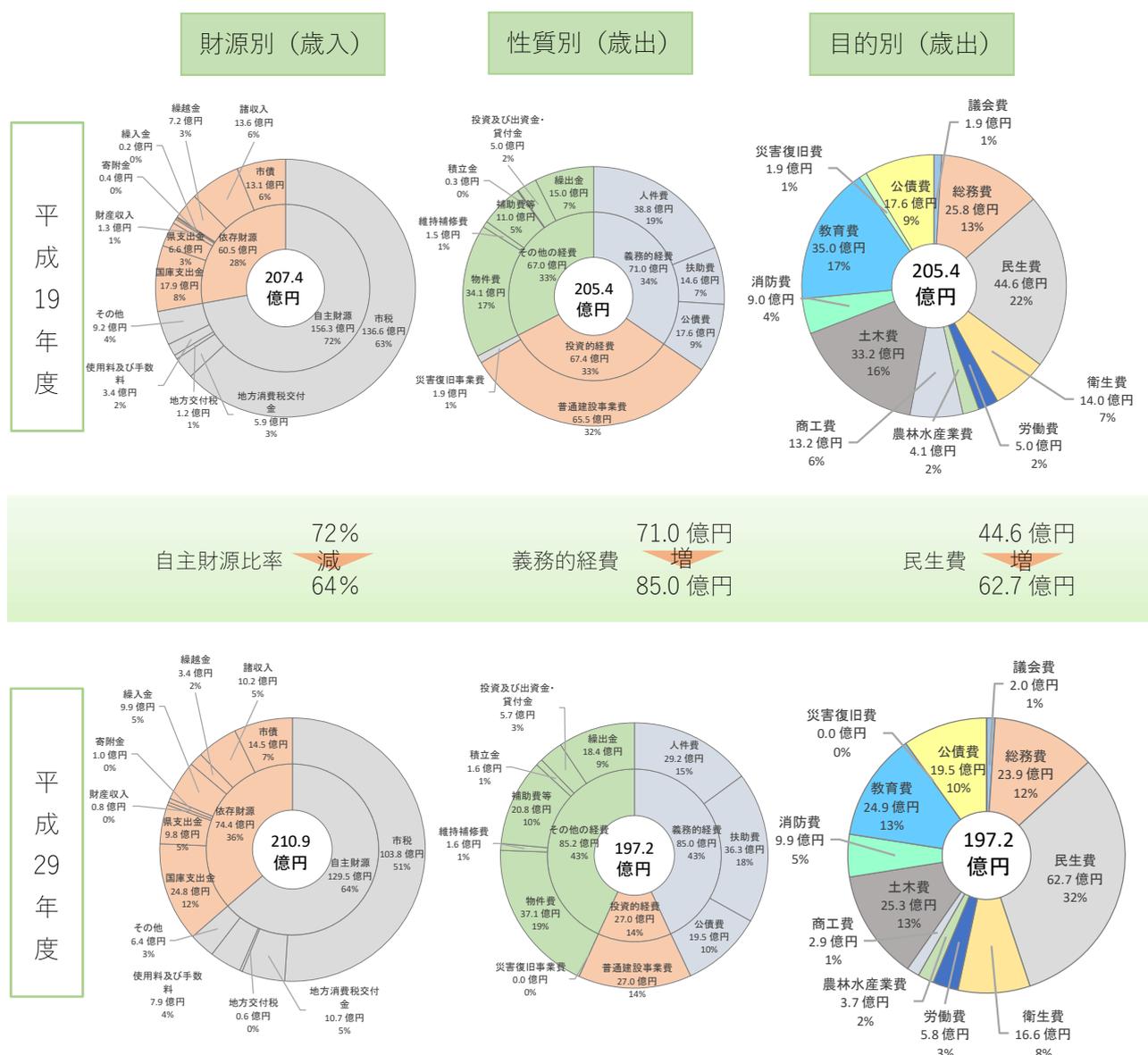
## (4)市の財政負担等

### 1)歳入・歳出構造

○平成29年度(2017年度)の歳入額は、平成19年度(2007年度)と比較して、歳入全体としては増加しているが、市債や県支出金などの依存財源の割合が増加しており、自主財源の割合が減少している。

○平成29年度(2017年度)の歳出額は、平成19年度(2007年度)より増加しており、性質別の扶助費(住民福祉の増進に係る経費等)などの義務的経費や、目的別の民生費が大幅に増加している。

### ■歳入・歳出の推移



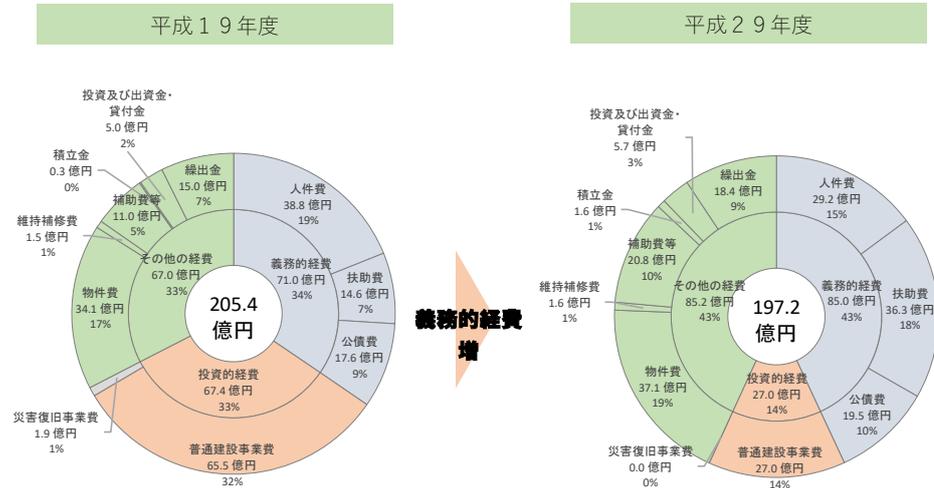
出典 各年度決算カード

## 2) 今後の財政状況

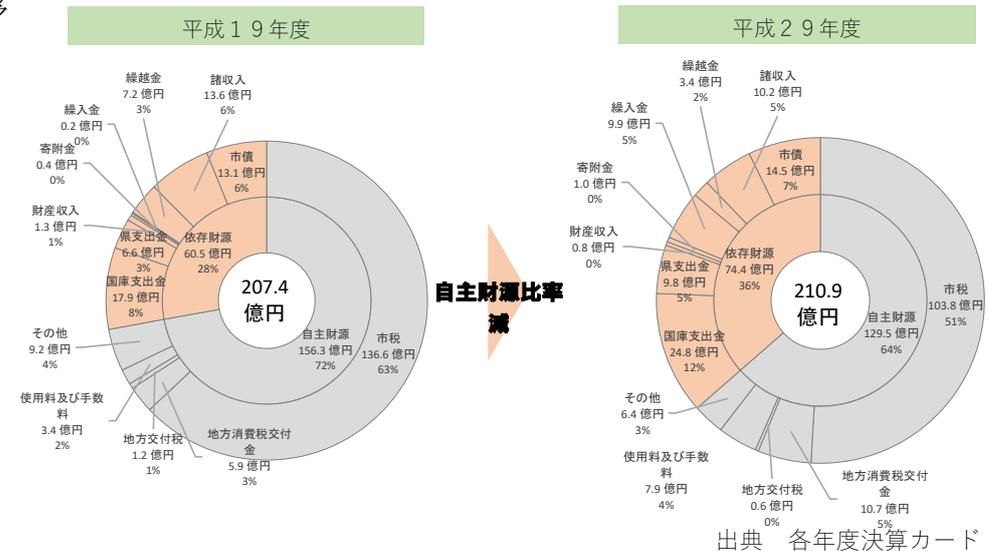
○人口減少や市街地の資産価値の低下により、今後ますます財政状況の悪化が懸念される。

- ✓ 歳出は義務的経費(特に扶助費[住民福祉の増進に係る経費等])が増加、歳入は自主財源比率が減少
- ✓ 人口減少や市街化区域の地価の下落により、今後は市税の減少が懸念される
- ✓ 公共施設の維持・更新に当たっては今後、年平均で直近5年間の1.6倍の費用が毎年必要と想定される

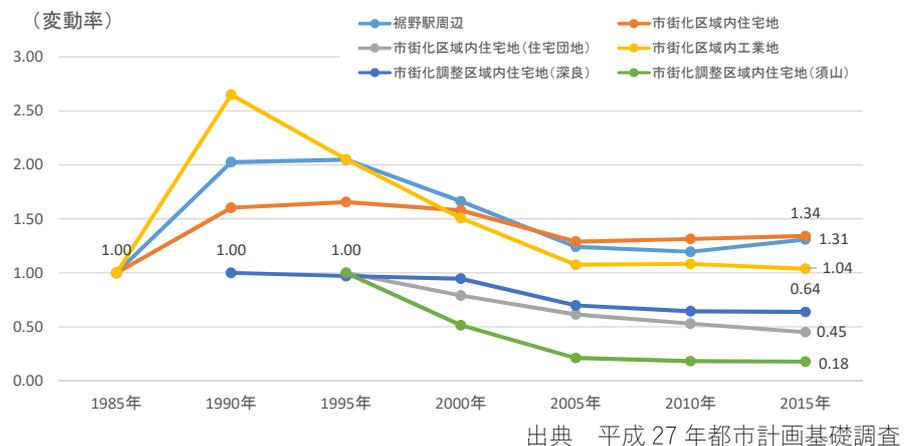
### ■性質別歳出の推移



### ■財源別歳入の推移



### ■地価(変動率)の推移



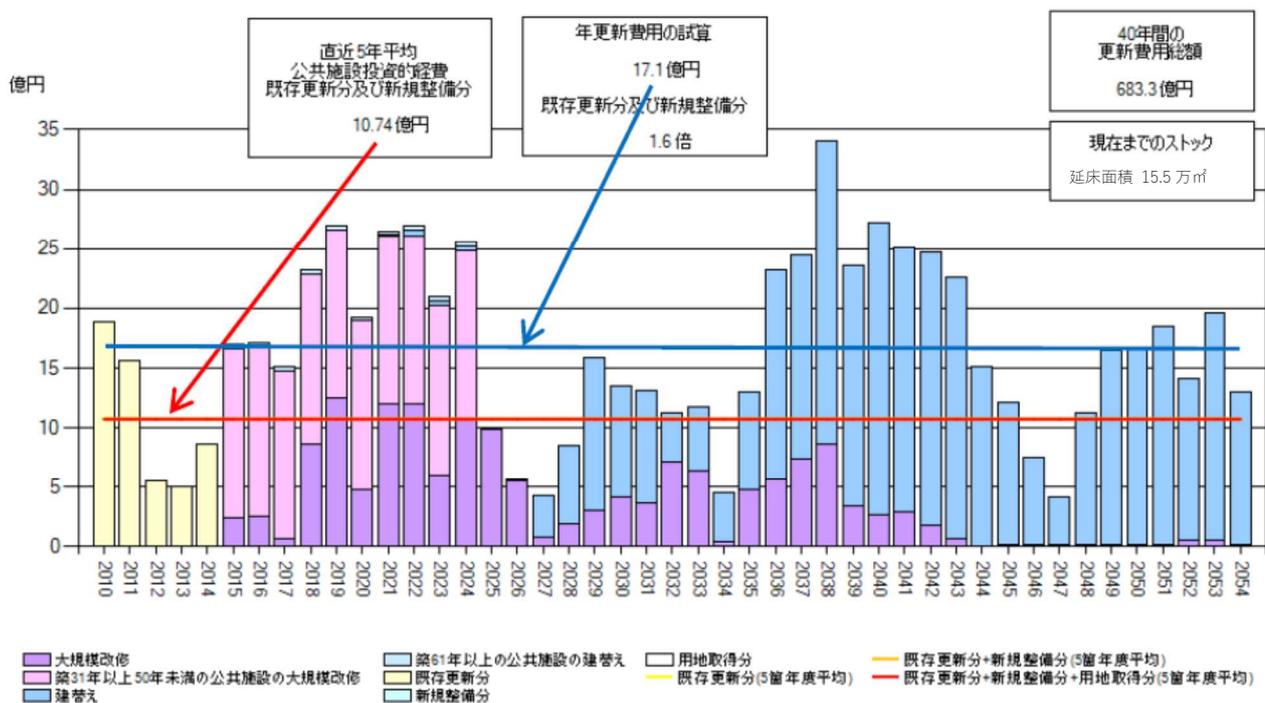
### 3) ファシリティ・マネジメント

#### ○公共建築物

平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度までの 5 年間に公共建築物の維持管理や新規整備にかかった費用は、年平均で 10.74 億円であった。

下記に掲げる前提条件のもと、今後 40 年間に要する維持管理費を試算すると、現在の公共建築物の総量を維持し、耐用年数に応じて大規模改修や建て替えを行った場合、今後 40 年間で 683.3 億円、年平均 17.1 億円の財源が必要となる。これは直近 5 年間にかけた費用の 1.6 倍に当たる。

#### ■今後 40 年間(2015 年～2054 年)に想定される公共建築物の維持管理費



出典 裾野市公共施設等総合管理計画

#### ○インフラ資産(全体)

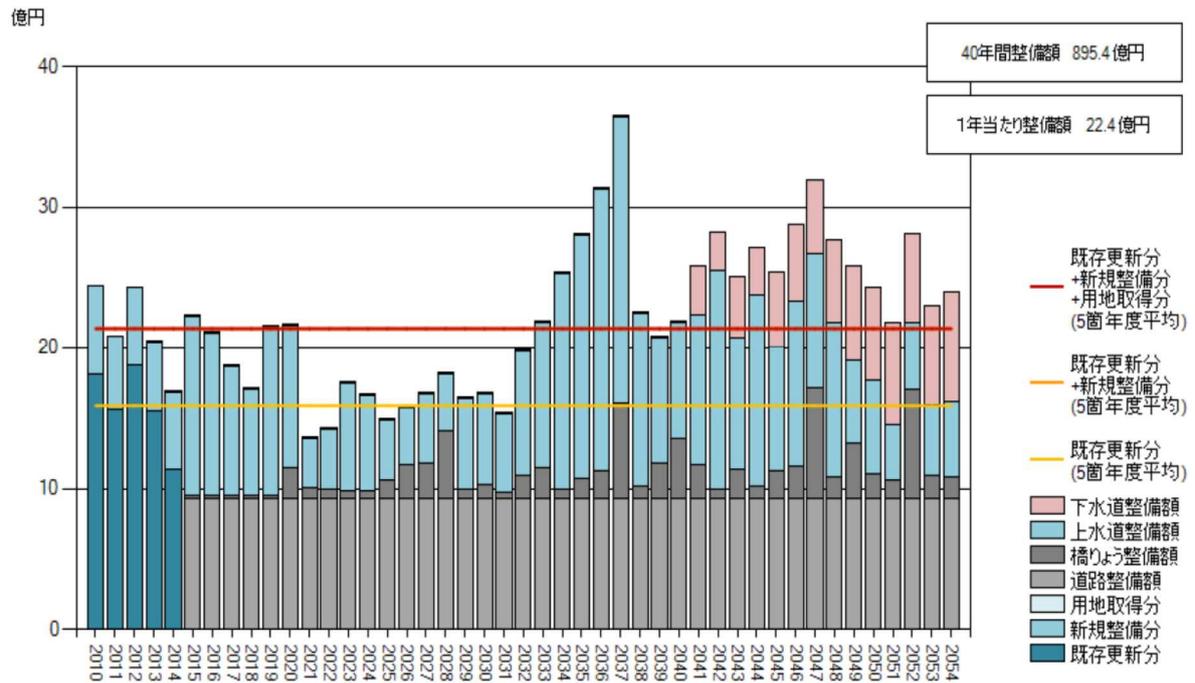
当市が保有するインフラ資産(道路、橋りょう、上水道、下水道)について、総務省が公開する「更新費用試算ソフト」及び過去の資産毎の更新費用実績額を元に、将来の更新や修繕に係る費用を算出したところ、今後 40 年間に総額で 895.4 億円、年平均で 22.4 億円が必要という結果になった。

現状でインフラ資産の整備に要している費用は年間 21.3 億円程度(2010 年から 2014 年の 5 か年平均)であり、人口減少により利用者の増加が見込めない状況では、今後も同程度の額をインフラ資産の修繕や更新に充てることは厳しい状況になることが見込まれる。

また、橋りょう、道路及び道路を構成する施設若しくは工作物、道路附属物は、道路法による点検が義務付けられており、点検費用及び点検診断結果による修繕及び更新費用が今後急激に増加することが予想される。

今後は、将来の財政状況を踏まえて、老朽化に伴う更新等を計画的に実施する必要がある。

■ 将来の更新費用の推計(インフラ資産)



出典 裾野市公共施設等総合管理計画

#### 4) 保育園・幼稚園の運営に対する市の財政負担（平成 30 年度）

○平成 30 年度の保育園運営費の歳出決算額は約 18.3 億円であり、そのうち公立人件費が 3.6 億円と全体の約 2 割を占めている。財源は、市の負担(市費・市債等)が約 4 割である。

○幼稚園費の歳出決算額は約 4.5 億円であり、そのうち公立人件費が 2.1 億円と全体の約 5 割を占めている。財源は、市費の負担(市税等)が約 6 割である。

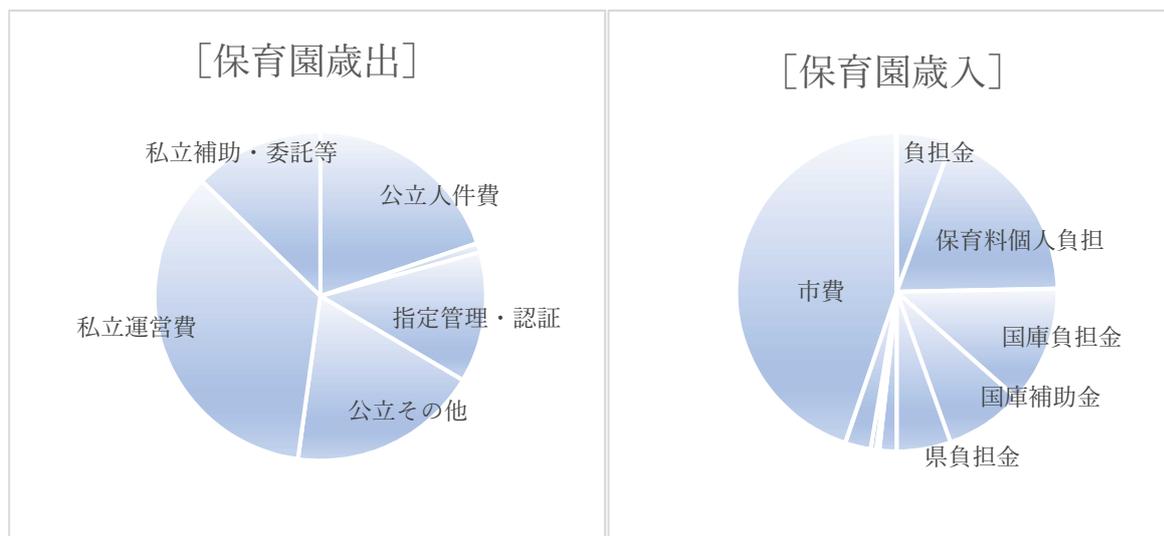
(資料;保育課)

(1) 保育園 (単位：百万円、%)

運営費歳出	金額	構成比
公立人件費	361.3	19.8%
公立施設整備費	16.6	0.9%
指定管理・認証	234.2	12.8%
公立その他	339.9	18.6%
私立運営費	642.5	35.2%
私立補助・委託等	231.1	12.7%
計	1,825.6	100.0%

(単位：百万円、%)

財源内訳	金額	構成比
負担金	101.2	5.5%
保育料個人負担	349.4	19.1%
国庫負担金	218.0	11.9%
国庫補助金	145.1	7.9%
県負担金	99.6	5.5%
県補助金	31.4	1.7%
給食費個人負担金	5.6	0.3%
繰入金	10.1	0.6%
市債	47.4	2.6%
市費	816.4	44.7%
寄付金	1.4	0.1%
計	1825.6	100.0%

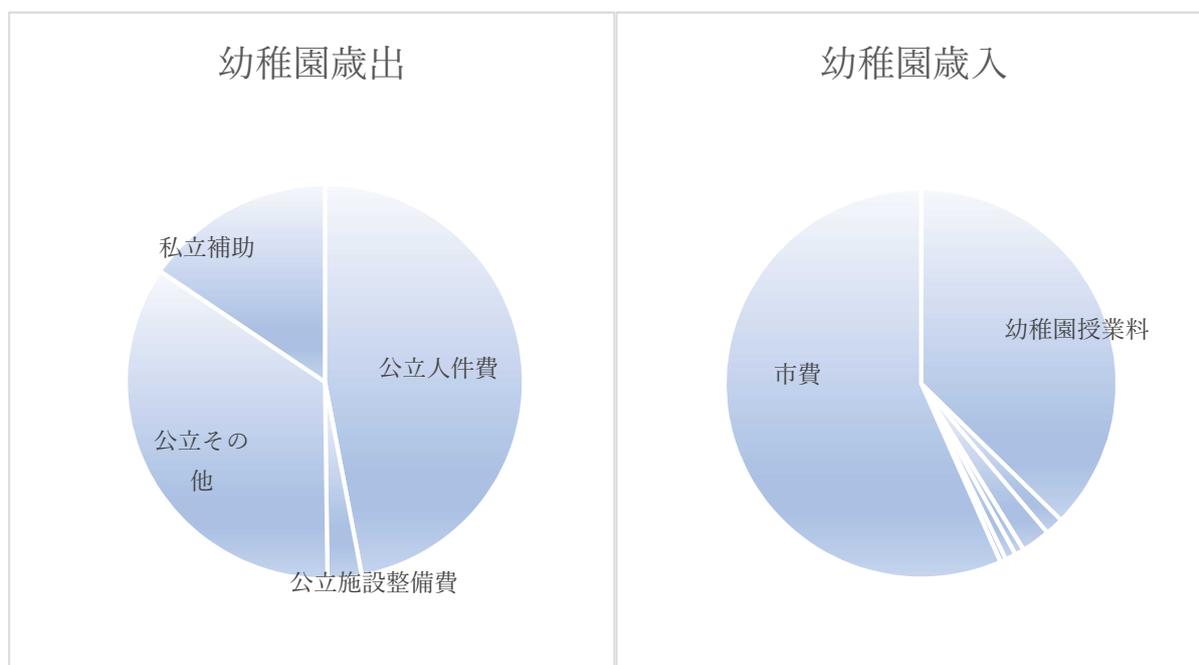


(2) 幼稚園 (単位：百万円、%)

幼稚園費歳出	金額	構成比
公立人件費	212.0	47.0%
公立施設整備費	12.4	2.7%
公立その他	156.4	34.7%
私立補助	70.0	15.5%
計	451.0	100.0%

(単位：百万円、%)

財源内訳	金額	構成比
負担金	0.2	0.0%
幼稚園授業料	168.3	37.3%
国庫負担金	6.8	1.5%
国庫補助金	10.8	2.4%
県負担金	3.4	0.8%
県補助金	4.0	0.9%
寄付金	2.1	0.5%
繰入金	0.1	0.0%
市費	255.3	56.6%
計	451.0	100.0%



## 5)園児1人当たりの市費負担（平成30年度（ ）内は平成23年度旧制度時の金額）

○平成30年度の園児1人当たりの市費負担額(月額)は、公立幼稚園70,300円(31,800円)、私学補助私立幼稚園10,900円(13,300円)、新制度私立幼稚園33,000円、公立保育園131,600円(78,400円)、指定管理保育園74,700円、私立保育園32,000円(31,300円)である。

(資料;保育課)

### (1) 幼稚園

(単位:千円)

	公立幼稚園	私学補助 私立幼稚園	新制度 私立幼稚園
保育料等	28,082	0	116
国負担分	0	10,737	6,883
県負担分	0	0	7,364
市負担分	212,373	27,825	17,069
保育料市軽減負担分	40,731	0	0
施設型給付費相当額	99,577	0	0
その他の特定財源	0	0	0
対象園児数(人)	418	212	43
園児一人当たりの費用 (対市負担分:月額)円/月	70,300	10,900	33,000

### (2) 保育園

(単位:千円)

	公立保育園	公立保育園・ 指定管理 御宿台保育園	私立保育園 (小規模含む)	市外委託児童	認証保育所
保育料等	67,887	41,192	101,045	0	0
国負担分	0	4,553	233,397	0	0
県負担分	0	4,553	126,390	0	0
市負担分	481,872	97,791	179,077	41,352	7,999
保育料市軽減負担分	57,398	27,574	0	0	0
施設型給付費相当額	105,044	50,463	0	0	0
その他の特定財源	5,613	0	2,595	0	0
対象園児数(人)	408	196	466	55	55
園児一人当たりの費用 (対市負担分:月額)円/月	131,600	74,700	32,000	62,600	12,100

※県の私立幼稚園助成費は含まれていない。

※園児1人当たりの市費負担(月額)は百円未満を切捨てた額。

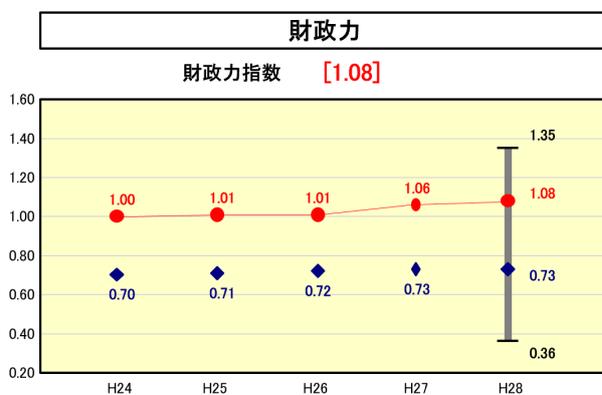
## 6) その他の財政指標

(資料:総務省 ◆は類似団体平均)

### ①財政力指数(財政力)

企業の堅調な業績に支えられ、良好な財政力を維持し、昭和 58 年度～平成 22、25 年度は普通交付税の不交付団体であったが、リーマンショック以降の急激な経済状況の悪化から、法人市民税の大幅な減収により、平成 23、24、26、27 年度は普通交付税の交付団体となった。

平成 28 年度は法人市民税収が前年度より 14.5%減となり、市税収全体では、前年度対比 1.6%の微減となったことなどから、財政調整基金等の取崩しにより、不足する一般財源を補った。市税収は景気による影響が大きく、海外経済の不確実性や今後の法人関係税制の見直し等により不透明な状況にあるため、自主財源の安定的な確保、徴収業務の強化に取り組み、歳出の効率化による財政基盤の強化に努める。

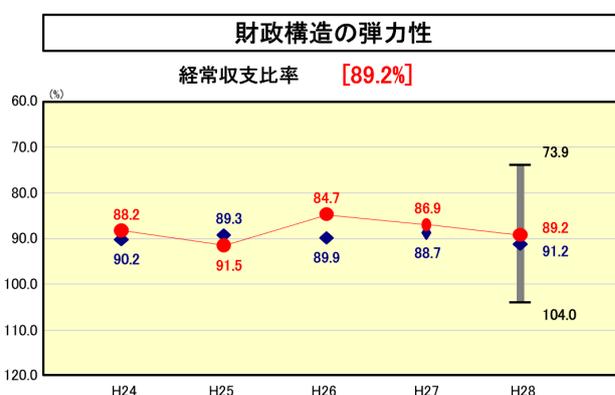


※財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1 を超える団体は、普通地方交付税の交付を受けない。

### ②経常収支比率(財政構造の弾力性)

平成 26 年度に法人市民税の増収に伴い、経常収支比率は 84.7%に改善したものの、ここ数年、90%前後を推移している状況である。

今後、税制改正等に伴い、法人市民税の減収が見込まれるため、既存事業の歳出構造を見直し、経常経費の削減を図り、より効率的な財政運営に努める。



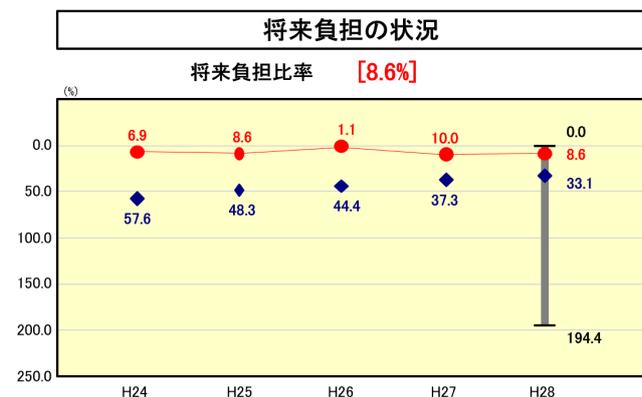
※経常収支比率とは、公債費や人件費、扶助費といった固定費に対して、市税などの自由に使える収入がどの程度充当されているかを示すもの。数値が高いほど財政が硬直化し、自由度が少なくなっている状態を示す。

### ③将来負担比率（将来負担の状況）

類似団体平均を大きく下回っている。

平成 28 年度は 8.6%になり、前年度と比較し 1.4 ポイント向上した。これは、定年退職者と消防職員が一部事務組合に移行したことなどによる職員数の減により、退職手当組合負担金が減少したことが主な要因である。

平成 22 年度から財政調整基金を取崩した財政運営を行っており、今後においても、各種基金や市債を活用した財政運営が見込まれるため、数値の上昇が見込まれる。将来の負担を軽減するために、事務事業の見直しや行財政改革により、健全な財政運営に努める。

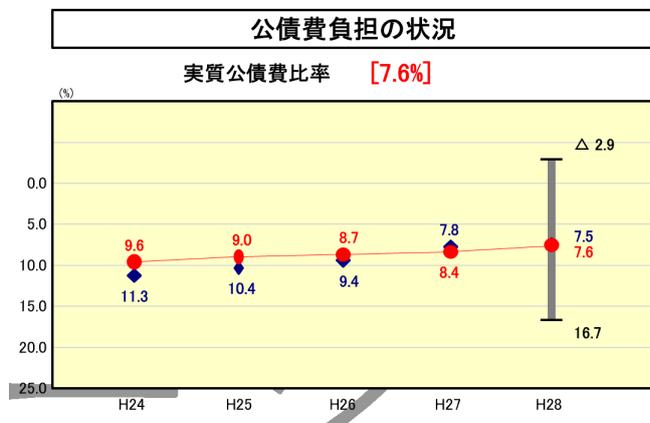


※将来負担比率とは、公社や出資法人も含め、自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率。将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す。350%以上で早期健全化団体となる。

### ③ 実質公債費比率（公債費負担の状況）

平成 28 年度は類似団体平均を 0.1 ポイント上回る 7.6%であり、対前年比では 0.8 ポイント改善した。早期健全化基準の 25%を大きく下回ってはいるものの、全国平均・静岡県平均を上回っている。

今後、公共施設等の老朽化に伴う更新や大規模改修などにより、公債費の増加が見込まれるため、計画的な財政運営による市債管理により、健全な財政運営に努める。



※実質公債比率とは、自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常 3 年間の平均値を使用する。18%以上になると新たな地方債を発行するのに国の許可が必要となり、25%以上になると発行を制限される。

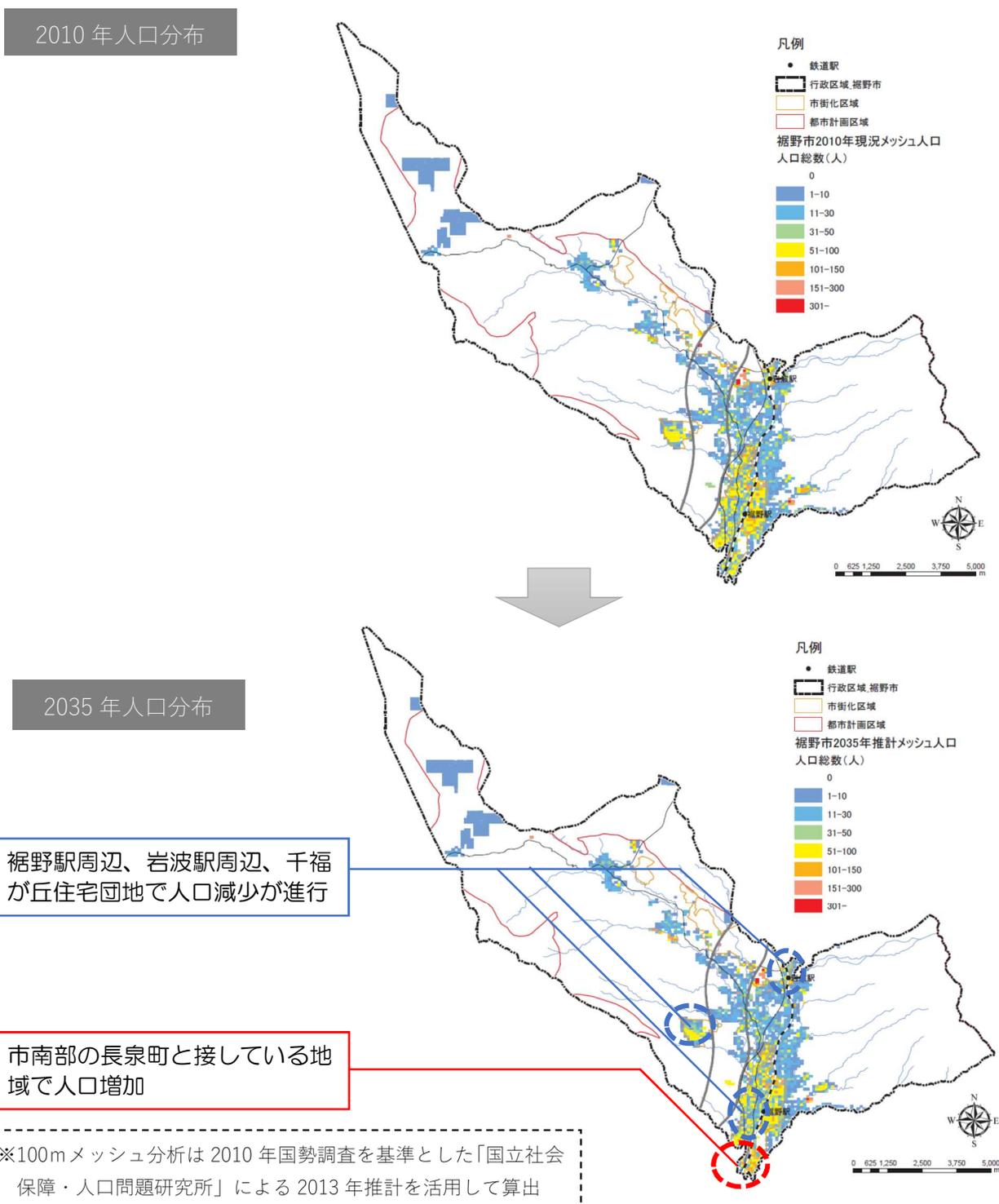
## (5) 裾野市の将来設計

### 1) 将来の人口分布

(立地適正化計画より抜粋)

○2010 年では、市南部の市街化区域、岩波駅周辺、千福が丘住宅団地を中心に 100mメッシュ内人口 51～100 人程度で分布しており、市街化調整区域においても低密度に人口が分布しています。2035 年までに、裾野駅周辺、岩波駅周辺、千福が丘住宅団地で人口減少が進行し、一方で市南部の長泉町と接している地域で大幅に増加するとともに、呼子住宅団地周辺や市北部の市街化区域周辺において微増することが予想されます。

#### 将来の人口分布(2010年⇒2035年)

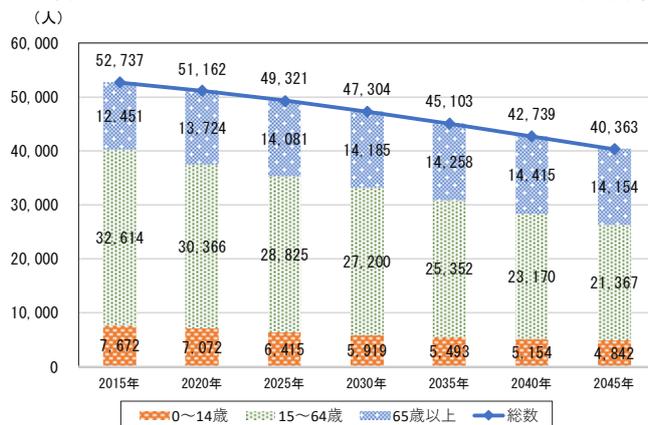


## 2) 全市的な人口減少及び高齢化の進行

(立地適正化計画より抜粋)

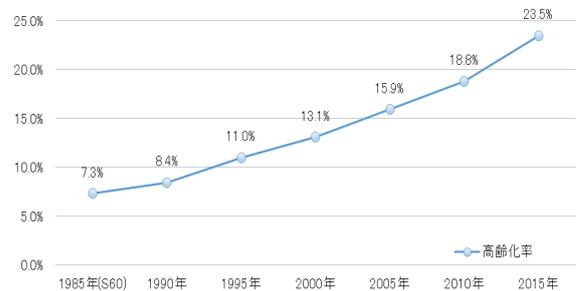
- ✓ 本市の将来人口は、今後は減少傾向で推移することが推計されており、特に裾野駅東側、岩波駅周辺、千福が丘住宅団地で人口減少が進行
- ✓ 市南部の長泉町と接している地域で大幅に増加し、呼子住宅団地周辺や市北部の市街化区域周辺において微増
- ✓ 2035年には、市街化区域(飛び市街地の千福が丘を含む)、呼子住宅団地で高齢者が増

### ■ 将来人口の推計



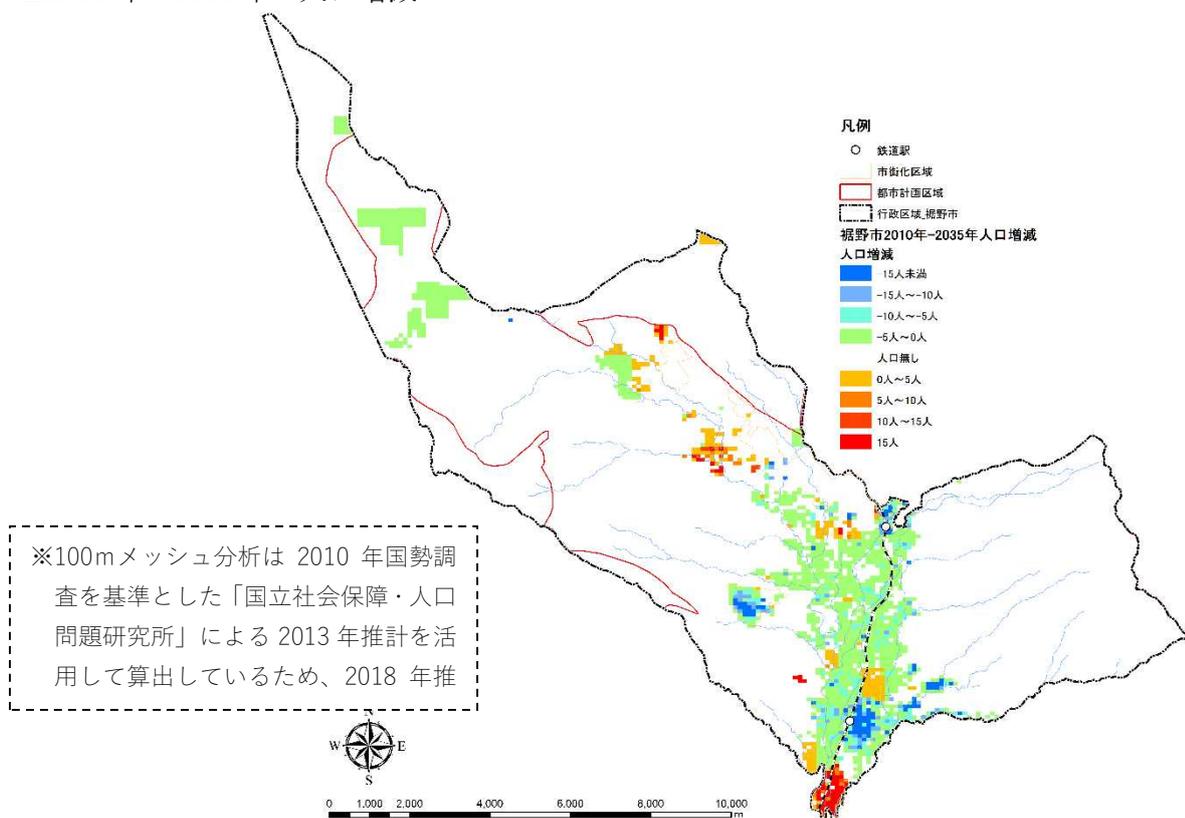
出典 国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年3月推計)

### ■ 高齢化率の推移【再掲】



出典 国勢調査

### ■ 2010年～2035年の人口増減



### 3) 立地適正化計画における 目指すべき将来都市構造 (立地適正化計画より抜粋)

平成31年に策定された、立地適正化計画におけるまちづくりの方針と実現すべき目標に向けて、裾野駅周辺と岩波駅周辺の2つの市街地形成を基本として、それぞれの特色を活かした拠点形成とネットワークの形成を構築します。



#### 裾野市が目指す『ダイヤモンド富士型』コンパクトシティ

##### ◇富士山のように高く、拠点の魅力と利便性を向上する

本市の正面には富士山が位置し、富士山と一体となった水や緑などの自然環境、その環境を活かした観光資源・景観資源などが本市の大きな魅力となっています。裾野駅周辺と岩波駅周辺においては、交通結節点のポテンシャルを活かした機能誘導を行い、多様な世代が交流する拠点としてより魅力と生活利便性を高め、定住・交流につながる拠点形成を目指します。

##### ◇市街地・住宅地を循環する公共交通ネットワーク

裾野駅や岩波駅の周辺には、住宅や産業立地による市街地が広がっています。今後も高齢化が進行する中、それらの市街地や郊外住宅地・集落を循環する「すその一」を中心に持続的な公共交通ネットワークを形成することで、将来もより利便性が高く住み続けることができる市街地形成を目指します。

##### ◇郊外の住宅地や集落とつながることで、より拠点の光が輝く

本市は、市街化調整区域に全人口の約40%が居住しているという現状があります。このため、一概に市街地への居住を図るのではなく、市街化調整区域においてもコミュニティの維持といった観点から、継続して居住できる環境づくりが必要です。そのため、「拠点連携型都市構造」への転換によって、郊外の住宅地や集落においても、集約化を図りながら暮らしの満足度を高めることが重要です。裾野駅周辺や岩波駅周辺と郊外部の連携を強化し生活をつなぐことで、拠点性の向上と市全体の魅力の向上を目指します。

■ 拠点連携型都市構造図

○ 裾野市都市計画マスタープランでは、裾野駅を都市交流拠点に、岩波駅を地域生活拠点として位置づけています。これら両駅を2つの拠点として、広域ネットワーク、拠点と市街地を結ぶ循環ネットワークを形成します。

○ また、2つの拠点と飛び市街地である千福が丘地区、郊外住宅地・集落をつなぐネットワークを形成します。



#### (4) 都市機能誘導・居住・地域公共交通の構築に係る基本方針

(立地適正化計画より抜粋)

##### ○都市機能誘導に係る基本方針

裾野市における集約都市の形成に向けて、3つの基本方針により都市機能の誘導を図ります。

- ①裾野駅周辺と岩波駅周辺の2つの拠点性を向上することで、市全体の魅力と利便性のレベルアップを目指す
- ②地区の特性と2つの拠点の役割に応じた戦略的な都市機能の誘導を目指す
- ③段階的な都市機能の誘導を図り、長期的な視点で拠点連携型集約都市の形成を目指す

##### ○居住に係る基本方針

裾野市における集約都市の形成に向けて、5つの基本方針により居住誘導を図ります。

- ①裾野駅周辺と岩波駅周辺の2つの拠点の周辺に居住誘導を図り、将来も市街地における一定の人口密度を維持することを目指す
- ②生活サービス施設や鉄道駅・バス停周辺に居住を誘導することで、高齢者等が健康で歩いて暮らすことができる市街地形成を目指す
- ③防災・減災対策と連携しながら安全な居住地形成を目指す
- ④郊外住宅地は拠点との連携により生活利便性の維持を目指す
- ⑤集落地は、既存の農地・緑地は保全しながらゆとりある居住環境を形成し、各地区や集落のコミュニティの維持を目指す

##### ○地域公共交通の構築に係る基本方針

裾野市における公共交通は3つの基本方針により持続可能な公共交通の再構築を目指します。

- ①広域アクセスに配慮しつつ、公共交通機関の機能分担と拠点機能の強化によるネットワークの再構築を目指す
- ②観光振興や商業活性化などまちづくりと一体となった公共交通サービスの展開を目指す
- ③「地域が支え、育てる」持続可能な公共交通の確立を目指す

## (5) 都市機能誘導区域の設定

(立地適正化計画より抜粋)

### ○都市機能誘導区域とは

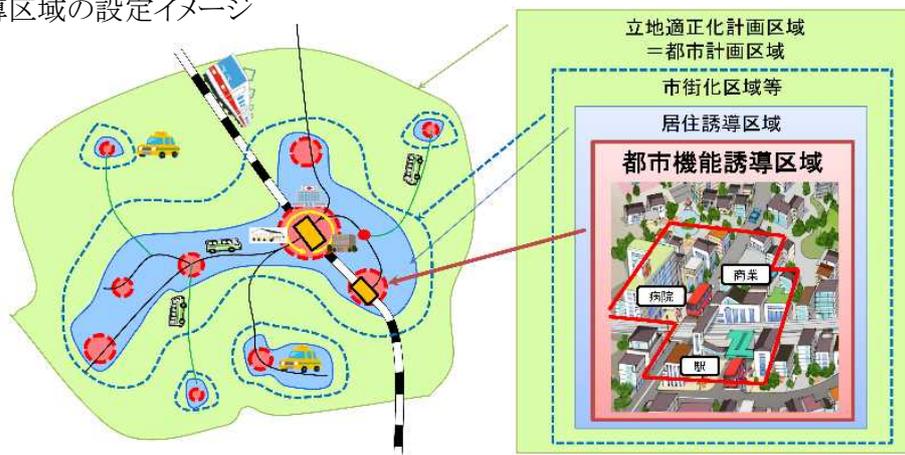
都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域として設定するものです。都市計画区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設(誘導施設)を定め、定められた施設は、国の支援等を受けながら、都市機能誘導区域内に緩やかに誘導することとなります。

国(立地適正化計画の手引き)においては、「誘導区域に望ましい姿」として以下のように示されています。

誘導区域に望ましい姿	○各拠点地区の中心となる駅、バス停留所や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
------------	--

出典:立地適正化計画の手引き

### ■都市機能誘導区域の設定イメージ



出典:国土交通省資料

### 誘導施設とは

都市機能誘導区域ごとに、拠点の特性と実情に応じて、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設を「誘導施設」として、人口構成や施設の充足など、区域や都市全体の状況を勘案し定めます。想定される誘導施設は以下のようなものがあげられます。

### ■想定される誘導施設

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設 など

出典:都市計画運用指針

## ○誘導施設の設定

誘導施設や規模の考え方を踏まえ、以下の施設を誘導施設として設定します。

### ■誘導施設の設定及び根拠

施設	都市機能誘導区域		根拠	規模等
	裾野駅周辺	岩波駅周辺		
市役所	◎	—	地方自治法第4条第1項に規定する事務所	—
子育て支援センター	◎	◎	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設	—
大規模小売店舗	◎	◎	大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する施設	3000㎡以上
劇場・映画館・演芸場又は観覧場	◎	◎	興行場法第1条に規定する映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設	—
病院	◎	—	医療法第1条の5に規定する病院	第2次救急医療
銀行	◎	◎	銀行法第2条に規定する銀行のうち、窓口機能を有する施設	—
図書館	◎	—	図書館法第1条に規定する図書館	—

「◎」＝各拠点のターゲットや目標実現に向けて戦略的に誘導する施設(届出制度の対象)

「—」＝各地域に必要な機能として、誘導施設には位置付けない施設

### ■今後、誘導施設の位置付けを検討する施設の根拠

施設	都市機能誘導区域		根拠	規模等
	裾野駅周辺	岩波駅周辺		
保育所	△	△	児童福祉法第39条第1項に規定する施設	—
認定こども園	△	△	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、17条第1項に規定する認定こども園	—
商店街内の店舗	△	△	商店街振興組合法第6条第1項に規定する商店街振興組合(商店街振興組合連合会の加入団体を含む)の地区で、小売商業又はサービスを営む店舗	—

「△」＝各種施設の立地状況や整備の方向性について関連分野との連携を図りながら、今後、誘導施設の位置付けを検討する施設

## 6) 将来の就学前人口の推計

構想期間(令和元～10年の10年間)における施設整備の方向性を検討していくための前提条件として、今後の10～20年後の将来を見通した中での(中長期的な)就学前人口の動向について直前の国勢調査結果(平成27年度)、及び国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)の推計結果に基づいた独自推計を行う。

### ① 総人口

- 平成27年の国勢調査の結果、裾野市の人口は平成22年をピークに減少に転じている。平成27年(2015)の裾野市の人口は、52,737人であり、人口は前回調査より1,809人減少、裾野市も人口減少期に入ったといえる。
- 社人研推計結果では、令和元年(2019年)の約10年後の2030年には2015年の89.7%である47,304人、約20年後の2040年には81%である42,739人、約30年後の2050年には72.1%で人口は4万人を切り38,001人、約20年後2060年には63%で人口は33,243人と推計されている。
- なお、日本の総人口は約10年後に1億2千万人を切り、約35年後の2055年には1億人を切ると推計されている。

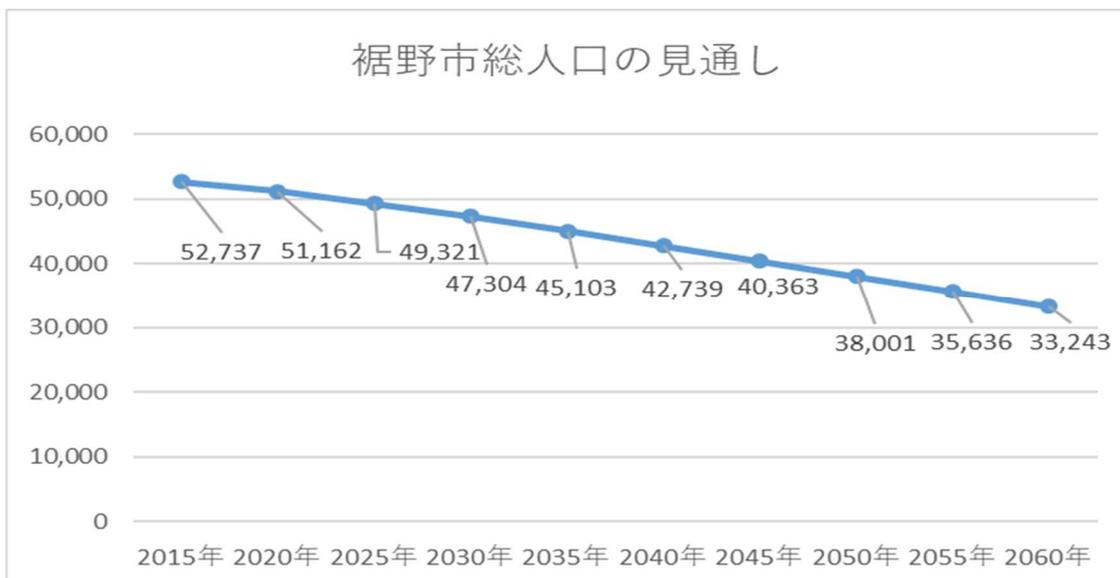
市人口

実績値	推計値									単位：人
2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
52,737	51,162	49,321	47,304	45,103	42,739	40,363	38,001	35,636	33,243	
100%	97.0%	93.5%	89.7%	85.5%	81.0%	76.5%	72.1%	67.6%	63.0%	

国人口

実績値	推計値									単位：千人
2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
127,095	125,325	122,544	119,125	115,216	110,919	106,421	101,923	97,441	92,840	
100%	98.6%	96.4%	93.7%	90.7%	87.3%	83.7%	80.2%	76.7%	73.0%	

(単位：人)



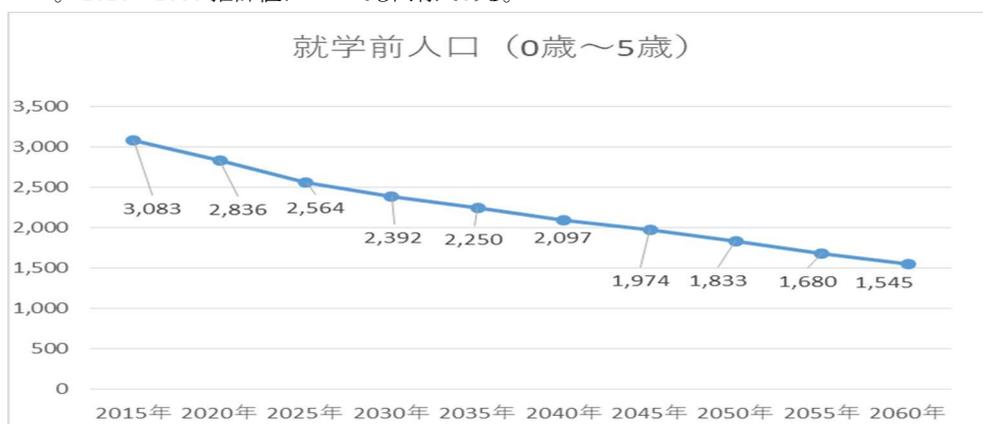
## ②就学前人口(0～5才)

- 裾野市の年少人口は既に1985年をピークとして減少している。就学前人口(0～5歳)においても、総人口が減少に転じ、さらに15歳～49歳の女性の数が大幅に減少し、晩婚化が加速していく中で、出生数の減少が見込まれ、就学前人口も大幅に減少していくものと予想される。
- 推計結果では、就学前人口は今後減少していく。約10年後の2030年は2,392人(2015年実績を100%とした場合77.6%)、約20年後は2,097人(同68%)、約30年後は2千人を切り1,833人(同59.5%)、約40年後は1,545人(同50.1%)と、現在の半分となることが推計される。
- なお、国の推計によれば、日本の0歳から5歳人口は、約20年後の2040年には約459万人(2017年を100とした場合76%)、約45年後の2065年には343万人(2017年を100とした場合56.8%)に減少すると推計している。
- 市が実施している地方創生や少子化対策による定住人口(子育て世代)増加政策により、今後の就学前人口の減少抑止効果を期待している。

年齢5歳階級別人口の見通し(人)

男女計	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0歳～5歳	3,083	2,836	2,564	2,392	2,250	2,097	1,974	1,833	1,680	1,545
	100%	92.0%	83.2%	77.6%	73.0%	68.0%	64.0%	59.5%	54.5%	50.1%

※2015 実績値(3,083人)は、5歳階級別人口に基づく(「0～4歳」+「5～9歳」/5)値であり、実数値とは一致しない。2020～2060 推計値についても同様である。



国の0歳～5歳推計人口 単位：千人

国	2017年	2040年	2065年
0～5歳	6,048	4,594	3,434
2017を100	100%	76.0%	56.8%

### ③ 地区別人口

○地区別人口を、平成12～27年の実績から、地区ごとの比率を想定し推計を行う。

地区別人口実績					地区別人口実績(比率)、将来想定比率					
	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)		2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	想定比率
東	15,370	15,160	15,194	14,686	東	29.2%	28.6%	27.9%	28.0%	28.0%
西	13,526	14,348	15,177	15,177	西	25.7%	27.0%	27.8%	29.0%	29.0%
深良	5,546	5,698	5,702	5,438	深良	10.5%	10.7%	10.5%	10.4%	10.0%
富岡	16,259	15,696	16,232	14,743	富岡	30.9%	29.6%	29.8%	28.1%	29.0%
須山	1,981	2,160	2,241	2,330	須山	3.8%	4.1%	4.1%	4.4%	4.0%
合計	52,682	53,062	54,546	52,374	合計	100%	100%	100%	100%	100.0%

資料：国勢調査

#### 地区別人口推計

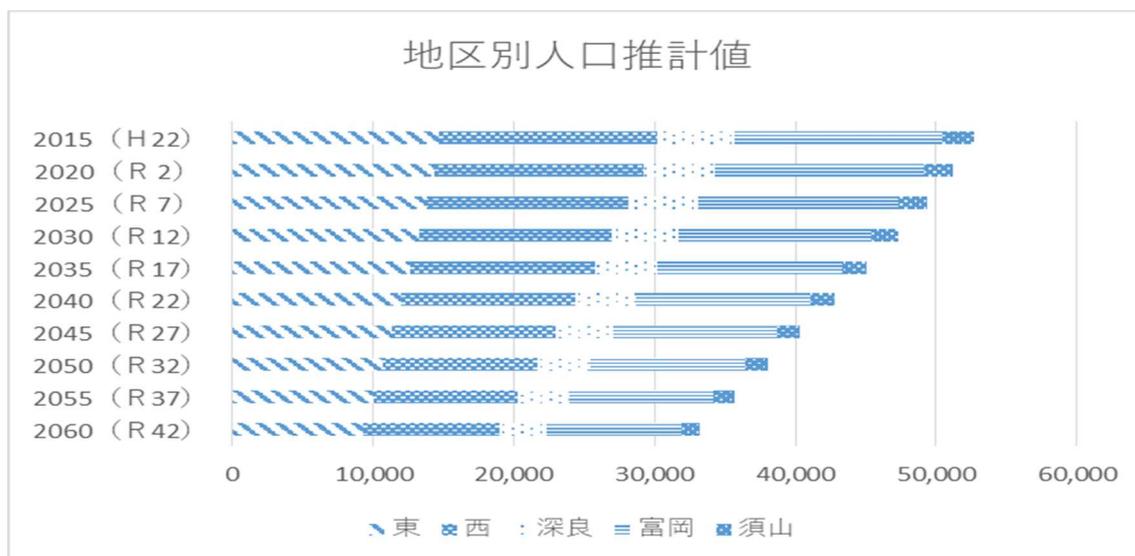
単位：人

	2015 (H22)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)
東	14,686	14,325	13,810	13,245	12,628
西	15,540	14,837	14,303	13,718	13,079
深良	5,438	5,116	4,932	4,730	4,510
富岡	14,743	14,837	14,303	13,718	13,079
須山	2,330	2,046	1,973	1,892	1,804
合計	52,737	51,161	49,322	47,303	45,101

#### 地区別人口推計

	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)	2055 (R37)	2060 (R42)
東	11,966	11,294	10,640	9,978	9,308
西	12,393	11,697	11,020	10,334	9,640
深良	4,274	4,034	3,800	3,564	3,324
富岡	12,393	11,697	11,020	10,334	9,640
須山	1,709	1,613	1,520	1,425	1,330
合計	42,735	40,335	38,001	35,636	33,243

2020年以降の各地区の人口推計は、別表の各地区の想定比率×推計人口により推計



#### ④地区別就学前人口(0～5才)

○地区別の就学前人口については、平成27年の就学前人口の実績と平成27年の子育て世代(女15～49歳)人口の実績から、地区ごとの比率を想定し推計を行う。

[地区別就学前人口と地区別子育て世代(女15～49歳)人口のH27実績、将来想定比率]

0歳～5歳	2015 (H27年)	比率	15歳～49歳女性	2015 (H27年)	比率	想定比率
東	791	25.2%	東	2,959	28.0%	27%
西	1,007	32.0%	西	3,193	30.2%	31%
深良	261	8.3%	深良	1,042	9.9%	9%
富岡	976	31.1%	富岡	2,890	27.3%	29%
須山	107	3.4%	須山	489	4.6%	4%
合計	3,142	100.0%	合計	10,573	100.0%	100%

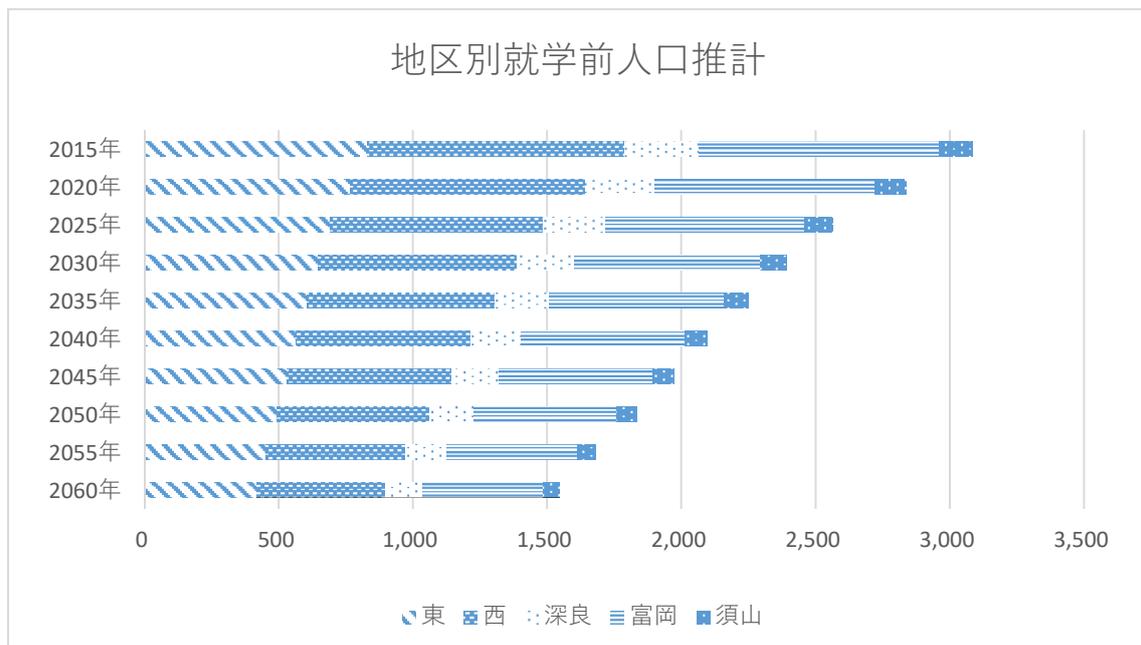
20150401住基台帳より

20150401住基台帳より

[地区別就学前人口推計値] (市全体推計)

0歳～5歳	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
東	820	754	682	636	598
西	960	883	798	744	700
深良	280	258	233	217	204
富岡	900	828	749	698	657
須山	124	114	103	96	90
合計	3,083	2,836	2,564	2,392	2,250

0歳～5歳	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
東	558	525	487	446	411
西	653	614	571	523	481
深良	190	179	166	153	140
富岡	612	576	535	490	451
須山	84	79	74	67	62
合計	2,097	1,974	1,833	1,680	1,545



#### ⑤幼児施設整備に関する基本的な考え方

- 約 10 年後の就学前人口は現在の約 8 割強の水準に、約 20 年後には 7 割程度の水準にまで減少することが予想されることから、施設整備における中長期的な基本方針としては、将来の保育・教育ニーズ動向及び現在のニーズへの対応状況を考慮しながら、対象期間終了後に過剰整備とならないよう留意して検討する必要がある。
- 就学前人口の減少、施設の老朽化、多様化するニーズへの対応、市の将来設計による都市機能誘導施設の位置付け、また、無償化導入後の就園予想等を考慮すれば、今後の幼児施設整備の基本的な方向性として、既存施設の整理統合を基本とした幼稚園・保育園の一体化(認定こども園化)が主な選択肢となる。

## (6) 裾野市の教育・保育の課題

裾野市の幼児施設を取り巻く状況、将来の就学前人口の見通し等から、今後の公立の幼稚園・保育園の整備に関する基本的な課題と対応の方向性について整理する。

### 1) 保育需要の増加と就学前人口の減少への対応（中長期的な供給見通し）

○女性の社会進出の増加や経済的な理由などから、共働き世帯は増加し、保育需要は高まっている。近年、裾野市においても、保育園の定員拡充を図ってきたが、常時保育士を募集しても応募がないことによる職員不足も相まって、待機児童の解消には至っていない。一方、少子高齢化は急速に進行しており、今後、中長期にわたって、就学前人口が減少していくことは明らかとなっている。保育需要及び就学前人口の中長期的な見通しのもと、幼稚園(短時間)と保育園(長時間)の需給バランス等も考慮しながら、計画的・効率的に施設整備を図っていくことが求められている。

### 2) 施設の老朽化、将来設計及び借地問題への対応（施設更新の課題）

○富岡保育園と御宿台保育園の2施設以外の大半の施設は建築後30年以上が経過する施設であり、これらの老朽化した施設については、早急な施設の更新が求められている。しかし、同時期の建築のため施設更新時期も重なることから財政面で厳しい課題となっている。また、市の将来設計の面から都市機能誘導施設としての在り方、さらに東地区の幼保については借地の課題も存在している。

### 3) 慢性的な保育士・教諭不足と多様な保育・教育ニーズへの対応

○慢性的な保育士・教諭不足は、教育・保育の質の維持を困難なものとし、さらに待機児童を生む要因となっている。また、平成27年度より、子ども・子育て新制度が、令和元年度には無償化が導入され、これまでの幼・保の枠組みにとらわれない多様な保育・教育ニーズに対応していくことが求められている。

### 4) 財政負担増大への対応（民間活力の活用）

○平成16年の児童福祉法改正により「市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用」の国庫負担が廃止され、市町村の一般財源で賄うこととなり、保育所運営に係る市の財政負担は大幅に増加している。少子高齢化の進行に伴う税収の落ち込みや、社会保障関係費等の義務的経費の増大により、今後、一層厳しい財政状況が続くと予想される中、多様な保育・教育ニーズに柔軟に対応していくためにも、幼児施設の整備・運営に関して、積極的に民間活力を活用していく必要がある。

### 3. 教育・保育環境の適正化に向けた基本方針

---

#### (1) 公立教育・保育施設が担うべき役割

幼児施設における公立施設の役割は、市内の教育・保育の標準となる基準を示すこと、及び近年増加している支援を要する子どもの保育を、民間に先んじて担うことにある。

また、将来的にすべて民間に委ねるのではなく、公立の教育・保育施設の役割を継続していく必要がある。

#### (2) 前構想の基本方針(幼児施設整備の基本方針)

基本課題を踏まえて、裾野市における今後の公立の幼児施設(幼稚園・保育園)整備に関する基本的な方針として、以下の3点を位置付ける。

##### 1) 幼・保の一体化(認定こども園化)を基本とした施設整備を図る。

○将来の就学前人口の減少や多様化する教育・保育ニーズ等に対応し、かつ効率的な施設運営を図っていくため、今後の幼児施設(幼・保)の施設整備については、就学前の子どもの成長の連続性を配慮し、また、保護者の就労状況の区分によらずに、一貫して教育・保育を提供する機能を有する施設として、地域における就学前の子どもの対象とした教育・保育施設として、幼・保の一体化(認定こども園化)を基本とした整備を推進する。

##### 2) 幼・保の一体化(認定こども園化)の施設整備と合わせて、施設配置の適正化を進める。

○将来、就学前人口の減少が見込まれる中、市全体でのバランスの取れた施設配置と地域の実情等を考慮しながら、幼児施設(幼・保)の一体化(認定こども園化)と合わせて、施設配置の適正化を進める。

##### 3) 厳しい財政状況のなか、安定的な幼児教育・保育サービスを継続するため、民間活力の活用(民営化)を積極的に進める。

○今後とも厳しい財政状況が予想されることから、民間事業者による市民サービスの拡大に向けて、新たな幼児施設の整備・運営に関してだけでなく、既存の幼稚園・保育園の運営に関しても、民間の資金や人材、ノウハウ等の積極的な導入・活用を進める。市は、教育・保育の質の確保・向上に向けて、民間への適切な政策誘導・支援を図る。

### (3) 見直し後の構想への追加方針(幼児施設整備の基本方針)

平成 25 年に策定された基本構想の見直しにおいて、基本方針として以下を追加する。

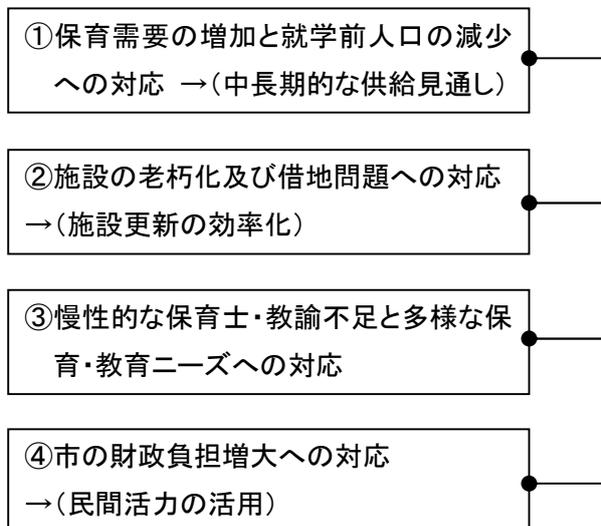
**4)人口減少時代に向けた施設整備及び今後のファシリティ・マネジメントの見地から、施設は単独設置に限定することなく、他の公共施設等との複合化を検討する。**

○現在の人口推計を基にした幼児施設設置においても、地区によっては想定と異なる可能性もあり、ユーティリティな施設としての考え方や、地区の利便性を高める施設とするため、計画段階で様々な公共施設等との複合化も視野に検討していく。

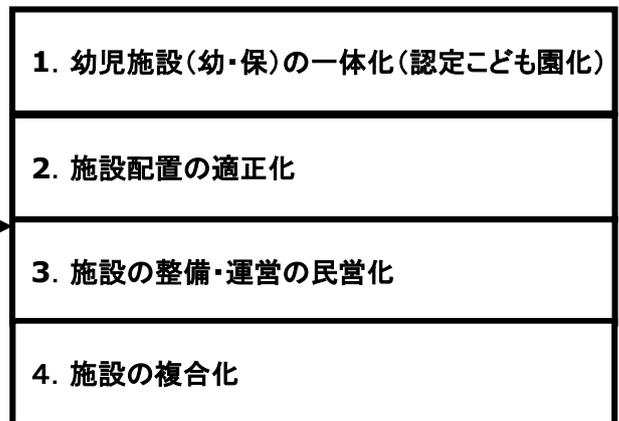
#### [進めるに当たっての留意事項]

○上記の4方針に基づく具体的な施設整備は、市全体の方向性を踏まえた上で、施設・地区ごとに適切に進めていくものとする。その前段として、各地区で行う関係者からの意見徴収を行い参考にする。

#### [基本課題]



#### [基本方針]



施設・地域の状況に応じた柔軟かつ適切な推進

- 子どもや子育て家庭への影響に十分配慮
- 既存施設の状況や立地地域の特性を考慮

## (4)前構想を継承する方針

### 1)幼保一体化(認定こども園化)の方針

#### 基本的な考え方

**① 良好な保育・教育環境の確保・充実、効率的な施設運営等の観点から、既存の幼稚園・保育園を統合して、一体化(認定こども園化)を進める。**

○既存施設の老朽度や保育ニーズへの対応、また、幼・保の立地状況等を考慮しながら、施設単独もしくは統合による一体化(認定こども園化)を推進する。

○既存の同一地区内の幼・保2施設の統合による一体化(認定こども園化)の推進が基本となる。

**② 今後の就学前人口の減少を踏まえ、市全体の需給量と地域バランスを考慮しながら、量と質の両面から適切な施設整備を図る。**

○今後の就学前人口の減少の見通しを踏まえ、全体での需給量と地域バランスを考慮しながら、施設の適切な量の確保と、保育・教育サービスの充実に資する施設整備を図る。

**③ 幼・保の一体化(認定こども園化)の推進に向けた現場組織の体制づくりを進める。**

○市全体での幼・保一体化(認定こども園化)の推進に向けて、中心的な関係者である幼稚園と保育園を担う、教諭及び保育士の交流を推進するほか、幼稚園と保育園の協力体制を構築していくことが重要となる。

### 2)幼保一体化(認定こども園化)推進の実施方針

認定こども園の認可基準(静岡県条例)などを踏まえ、幼保一体化(認定こども園化)施設の整備・運営に関する実施方針を次のように整理する。

#### ① 対象児童

○0～2歳児:家庭において必要な保育を受けることが困難な小学校就学前の子ども(3号認定)

○3～5歳児:家庭において必要な保育を受けることが困難な小学校就学前の子ども(2号認定)

○3～5歳児:2号認定児を除く小学校就学前の子ども(1号認定)

#### ② 教育・保育の内容

○教育課程(幼稚園教育要領)と保育・教育計画(保育所保育指針)の双方に基づく(合わせ持つ)、教育及び保育の全体的な計画(幼保連携型認定こども園教育・保育要領)を策定

し推進する。

- 3～5 歳児は、保育の必要性に係らず、共通に教育・保育を受ける時間(午前中)は、合同で幼稚園教育を実施する。

### ③ 受け入れ体制（職員等の配置）

- 0～2 歳児(3号認定)と3～5 歳児(2号認定);従来の保育園と同じ。
- 3～5 歳児(1号認定);従来の幼稚園と同じ。

年 齢	長時間部	短時間部	学級編成等
0 歳児	概ね 3 人につき 1 人		
1 歳児	概ね 6 人につき 1 人		
2 歳児			
3 歳児	概ね 20 人につき 1 人	概ね 35 人につき 1 人	長・短共通時間は合同保育 35 人以下で学級編成
4 歳児	概ね 30 人につき 1 人		
5 歳児			

### ④ 保育時間

- 開園日;原則、日曜祝祭日を除き毎日開園。
- 開園時間;原則、開園時間は 1 日に付き 11 時間以上。
- 保育時間;原則、保育を要する子どもに対する保育時間は 1 日 8 時間。
- 0～2 歳児(3号認定)と3～5 歳児(2号認定)は、従来の保育時間と同じ。
- 3～5 歳児(1号認定)は、従来の幼稚園児とほぼ同じ。

[保育時間の基本イメージ]

	7:15	8:30	9:00	14:00	18:15
0 1 2 歳児 保育園枠 3号認定	順次登園	保育			延長保育
3 4 5 歳児 保育園枠 2号認定	順次登園	共通の保育学級活動		午後保育	延長保育
	幼稚園枠 1号認定			順次登園	預り保育
				降園	

### ⑤ 保育料

- 0～2 歳児(3号認定)と3～5 歳児(2号認定);保育園の保育料に準じる。(応能制-所得に応じた額)
  - 3～5 歳児(1号認定);幼稚園の保育料に準じる。(応益制-均一額)
- ※令和元年 10 月より幼児教育保育の無償化制度導入により基本 3 歳～5 歳児は無償化

## ⑥ 利用手続き

- 0～2 歳児(3 号認定)と 3～5 歳児(2 号認定);保育園の手続きに準じる。(市への申し込み)
- ※園を経由して(園に申し込み)市が認定する。(県条例)
- 3 歳児(1 号認定);幼稚園の手続きに準じる。(園への申し込み)

## ⑦ 給食

- 原則、自園調理(給食)とする。
- 3～5 歳児については、委託も可能とする。

## ⑧ 通園方法

- 個人送迎(各自で通園)を原則とする。

## ⑨ 施設設備(保育室等)

- 原則、従来の幼稚園と保育園の基準を満たす。
- 認定区分の違いで教育・保育の時間帯が異なることによる、子どもの心身の負担等に配慮した施設整備に努める。

## (5) 民営化の方針

公立の幼稚園・保育園に対して、民営化の検討を進めていく際の基本的な考え方やルール、検討ポイント等について整理する。

### 1) 民営化推進の基本的な考え方

**①公立幼児施設(幼・保)について民営化を推進することを基本とし、公立施設の役割を考慮しつつ、立地条件等から民営化が困難な施設については、公立施設の維持を検討する。**

○民営化への移行を図りつつ、立地条件等から民営化が難しい一部施設については、子育て支援や民間参入が図られにくい保育サービスの実施など、市全体の観点から公立施設の担う役割を整理したうえで機能充実を図っていく。

**②多様な保育・教育ニーズに弾力的に対応し、効率的な施設の整備・運営を図るため、市と民間事業者との協働体制づくりを進める。**

○多様化する保育・教育ニーズに弾力的に対応し、持続的に良質な保育・教育サービスを提供できる体制づくりを進めるとともに、施設の効率的な整備・運営を図るため、市と民間事業者の協働体制づくりを進める。

**③ 一体化(認定こども園化)を通じて民営化を図ることを基本としつつ、施設整備を伴わない既存施設を活用した民営化についても推進を図る。**

○民営化検討の対象施設としては、基本的には新設の認定こども園が対象となるが、指定管理による保育サービスを実施している御宿台保育園は、民営化が指定管理の目的の一つでもあることから、優先的に検討する。

### **④民営化の進め方**

○既存施設の状況(老朽化等)や地域の就学前児童数の推計を勘案しながら、個別計画を策定していくが、その中で地元や事業者の意向を伺い、民営化の範囲(施設整備/運営)や手法(委託/移管)の方向性を定め、合意形成を図りつつ進めていくことを基本とする。

### 2) 民営化推進の実施方針 (民営化ガイドライン)

○今後、裾野市が公立の認定こども園等の民営化を推進していく際に、適用される基本的な手順・ルール等について、民営化の実施方針(民営化ガイドライン)として整理する。

○当該実施方針を明らかにすることにより、市民(保護者等)の民営化に対する不安の解消や理解の促進、より良い民間事業者の参入促進など、民営化への円滑な移行を図る。

### ① 民営化の手法

- 民営化の手法については、民間事業者が公立の幼稚園・保育園・新設認定こども園の既存施設を運営する「公設民営方式」、あるいは新たに施設を整備して私立の認定こども園として運営する「民設民営方式」(完全民営化)を基本とする。
- ただし、施設や立地地域の特性を考慮して、段階的に民営化を進めていくことが妥当と判断される場合には、御宿台保育園のように、指定管理者制度を活用した「公設民営方式」による民営化を推進するなど、段階的な民営化手法についても検討する。
- 公立の幼稚園・保育園の既存施設を活用する場合、建物については無償又は減額譲渡、敷地については貸与を基本として検討する。

### ② 民営化対象施設の選定

- 民営化の検討対象となる認定こども園は、将来にわたって需要が見込まれる立地を基本として、保護者の利便性や市の財政負担などを考慮して選定を行う。
- 運営の効率性・持続性等を考慮した定員規模の施設を基本とする。
- 学識経験者などで構成される選定委員会において、民営化対象施設の候補を選定する。
- 市長は選定結果を踏まえて民営化対象施設を決定し、当該施設の保護者等に周知する。

### ③ 民営化移行期間

- 対象施設の発表から民営化実施までの期間は、基本民間事業者が余裕を持って準備が行えるよう、また保護者の選択が可能となるよう十分な期間を確保する。

例示(最短の場合)

1 年 目	4月	} 対象園の選定 ○ <b>対象園の決定・発表</b> (2年6カ月前) } 対象園保護者等説明会
	10月頃	
2 年 目	4月	○ 事業者の公募 ○ 事業者の応募 ○ <b>事業者の決定</b> (1年6カ月前) } 市・事業者協議
	10月頃	
3 年 目	4月	} 移行準備期間 (約1年間) } 合同保育期間 (最低3カ月間)
	1月～3月	

※民設の場合は、より期間が必要

#### ④ 事業者の選定

- 学識経験者や保育・教育現場関係者、当該施設保護者、地元関係者などで構成される選定委員会を設置し、運営事業者候補を選定する。
- 市長は選定結果を踏まえて運営事業者を決定し、当該施設の保護者等に周知する。

#### ⑤ 移行準備

##### [三者協議会設置と移行準備期間]

- 事業者決定後に速やかに、保護者、事業者、市の三者による協議会を設置し、移行に向けた準備を進める。移行準備期間として1年程度を確保する。

##### [合同保育]

- 保育士の入れ替わり等の保育環境の変化による子どもへの影響を考慮し、市保育士と事業者保育士が合同で保育にあたる(合同保育)期間を設定する。合同保育の期間は最低3カ月とする。合同保育の方法等については三者協議会で協議を行う。
- 合同保育に関わる事業者側の費用については業務委託として対応する。

##### [移行準備期間における市の支援等]

- 市は移行準備の進行管理を行うとともに、問題が生じた場合は必要な調整・指導等を行う。
- 事業者の保育士や職員に対して、市立保育園への派遣や研修など必要な支援を行う。

#### ⑥ 民営化移行後の市の責任と支援体制

##### [三者の協議の機会の確保]

- 民営化移行後の一定期間(原則、民営化移行時の在園児が卒園するまでの期間)においては、引き続き保護者・事業者・市の三者による定期的な協議の機会を確保する。

##### [保育内容等の確認]

- 市は、事業者による保育内容(三者協議会で確認した保育内容等)を逐次確認するとともに、問題が生じた場合は必要な調整・指導等を行う。

##### [民営化の評価]

- 事業者に「第三者評価制度」の受審をし、評価結果をインターネット等で広く公開する。

## 4 裾野市公立教育・保育施設再編計画

---

### (1) 公立教育・保育施設ごとの再配置の方針

前構想は認定こども園化・施設の再配置・民営化に特化しています。

今回の見直しは、課題である人口減少等の社会情勢の変化に対応し、子どもたちの教育・保育の質の向上を第一議として「子育て施策」を実現するため、ハード面である老朽化した幼児施設を統合、適正な再配置を行うことにより、不要になる費用を、ソフト面である教育・保育の質の向上に振り向け、当市が“さらに子育てしやすいまち”となるよう費用の配分を変えることが目的です。

そのため、再配置の基本方針を次の通り定めます。

---

## 基本方針

### 「公立幼児施設の適正な数への再編と質の向上」

---

#### ハード面(施設)で考慮すべき方策

- (1) 地区に偏らない圏域の設定と施設整備
- (2) 公立園の機能・役割を維持するため地区に1～2園設置維持
- (3) 将来推計人口に基づき、老朽施設を統廃合
- (4) 統廃合時に近隣の老朽公共施設との複合化を検討
- (5) ライフサイクルコストの縮減と借地の解消
- (6) 園の継続需要がある圏域で、信頼できる民間の進出意向がある場合は民設民営

#### ソフト面(施策)で考慮すべき方策

ハード面の統廃合・複合化・民営化による市の財政支出減少分の一部を

- ①教育・保育の質の向上のための施策(人的配置・ICT化・設備の向上等)を充実
- ②休日保育などの既存事業の充実・病児保育など新規事業へ充当
- ③特別な支援を要する子どもへの取り組みを充実に振り替える

## 適正配置方針

立地適正化計画の中で、保育所・認定こども園は、裾野駅周辺・岩波駅周辺に配置するかどうかを、今後検討する都市機能誘導施設(P30 )となっている。

今後の市の将来設計上では、誘導すべき施設であるが、市街化調整区域内に人口の40%が居住している現状を踏まえ「拠点連携型都市構造」の集落拠点内にも認定こども園を設置することとする。

その際、概ね5地区に認定こども園1～2か所を配置する。このため、幼児施設整備基本構想、再編計画の個別計画に、具体的な新園舎や現園舎の増築などの整備による公立園の統廃合スケジュール案を記載する。

また長期的には、より一層進行する少子社会や、老朽化に伴う園舎の建て替えの必要性が高まる時期を見据え、さらに4～5園程度に減らしていくことも想定する。

なお、公立保育園・幼稚園は幼児教育・保育の標準・基準としての役割を担うことから、当面1園ずつ残すものとする。

## 適正規模方針

公立幼稚園・保育園が堅持する役割である「特別な支援を要する子どもへの支援」、「子育て困難家庭への支援」、「公的機関との連携」などや、子どもの社会性や各種行事の集団保育の確保などの幼児施設運営上の観点等を踏まえ、公立認定こども園、1園当たりの規模は80人程度～200人程度とする。

## 配置時期方針

施設の老朽化を考慮すると、10年以内に全ての幼児施設整備が完了することを目標とし、スケジュール管理を行う。

### 1) 適正配置の基本的な考え方

#### ① 施設の適正配置については、地区を基本に検討を行う。

○施設の適正配置に関しては、地区に偏らない圏域の考え方を基本とするが、地域コミュニティ圏域の状況や、市の将来計画である立地適正化計画の考え方を考慮しつつ、現在の5地区を基本に検討を行う。

○ただし、今後の就学前人口の減少が予想される中、単独では施設規模を維持することが困難であると予想される場合は、隣接する複数の小学校区を基本区域(エリア)として検討を行う。

#### ② 教育・保育を実施する上での適正な施設規模に留意して施設整備を図る。

○子どもの集団活動や各種行事の実施、また効率的な施設の維持・運営の観点から、適正な施設規模に留意して整備を図る。

### ③ 複数の課題の同時解決を目指して、公立幼稚園・保育園の一体化(認定こども園化)を視野に入れた適正化配置を進める

- 現在、合わせて5小学校区に11の公立の幼児保育施設(小規模施設を除く)がある状況は、今後さらに少子高齢化が進行していく人口減少時代において、持続可能な行政経営の観点から見ると効率性に欠ける面がある。その一方で、当面は増加基調にある3歳未満児の保育需要に対応していく必要がある。
- そこで、「公立幼稚園・保育園施設の老朽化対策」、「借地の解消」、「待機児童解消」、「不足状況にある幼稚園教諭・保育士や管理職の対応」の4つの課題を同時に解決するため、認定こども園の適正配置を進める。

### ④ 公立園の役割を堅持しつつ、公立・私立の枠を超えての適正配置を進める

- 本市では長い間、11の公立幼稚園・保育園が就学前児童の保育を担ってきた。現在は、私立の幼稚園が3園、民間の保育園が4園開設され、“公営の良さと民営の良さのベストマッチングによる就学前児童の保育”が具現化されつつある。また、平成30年度から指定管理者による御宿台保育園の運営がスタートし、その満足度は開始前の不安を払しょくし、高いレベルで推移している状況である。

そこで、このような本市の特徴を踏まえ、公立認定こども園の適正配置に当たっては、公営の良さと民営の良さのベストミックスによる最適化を目指しながら進めていくものとする。その際、地域における子育て支援の拠点施設として公立幼稚園・保育園が担ってきた、民間だけでは対応が難しい「特別な支援を要する子どもへの支援」、「子育て困難家庭への支援」、「公的機関との連携」などの役割を堅持していくものとする。

### ⑤ 公立園と私立園に対する意識差の垣根を取り払う

- 基本的な考え方を具現化するためには、今なお色濃く残っている公立園志向の考え方など、保護者の公立園と私立園に対する意識差の垣根を取り払う必要がある。
  - また、その前提となる考え方でもある幼保一元化(認定こども園化)の考え方を保護者に一層浸透させていくことが求められる。
  - そのため、幼保一元化、再配置等による一体的で質の高い、就学前の幼児教育・保育の情報提供に努める。

## (2) 地区ごとの公立幼児施設の適正配置

地区別再編計画個別計画は、令和2年度に下記(案)をもとに各地区で協議し策定します。

### 地区別再編計画個別計画(案)

#### 1) 西地区

##### 【現状・課題】

●西地区には、公立幼児施設として西幼稚園・西保育園が、私立は富岳南保育園、さくら保育園分園、ひかり幼稚園がある。また、小規模保育所として佐野かがやき保育園、ひだまり保育園haguがある。

西地区は少子化の中でも子どもの出生数は減少しておらず、大幅に増加とは言えないまでも現状を維持している稀有な地区である。市街化区域のため、新設の敷地を探すのが困難であり、また、購入には高額な資金が必要となる。

また、従前に西幼稚園・西保育園の統合による民営化認定こども園化の議論がされたが、中断した経緯がある。

●西幼稚園は、築45年で老朽化が著しい。園児数は98人(平成31年4月)だが、3歳児は毎年抽選での入園であり、潜在的ニーズは高いものがある。

西保育園も、築37年で老朽化が著しい。園児数は94人(平成31年4月)だが、保育士不足と各歳児のクラス数により空き部屋とせざるを得ない部屋がある。潜在的ニーズは高い。

●長泉町に隣接している南小学校区に立地している私立の富岳南保育園は、園児数は105人(平成31年4月)と多く、潜在的なニーズは高い。

●西地区は、3歳未満児の保育需要の高まりも相まって5地区の中では最も保育需要数が多く、学区内の保育供給量が不足することが想定される。

##### 【配置方針】

●市街化区域であり、老朽化が著しい西幼稚園・保育園を統合し、福祉センター跡地と西幼稚園敷地を使った認定こども園化を図る。人口集中区域であることから、200人規模の民間認定こども園の誘致を行う。整備に当たっては、送迎のための駐車場・駐車場の確保等の課題もある。

●西幼稚園は閉園、西保育園は老朽化が激しいが、全再編整備期間の当面の間、保育需要の充足のため、また、保育園機能の標準園として存続する必要がある。

##### 【実施時期の考え方】

- ① 令和2年 福祉センター取り壊し 地区説明 個別計画策定  
(民間認定こども園誘致)
- ② 令和3年 プロポーザル 事業者決定 建築補助申請
- ③ 令和4年 土地貸与契約 建築 西幼稚園閉園(年度末)
- ④ 令和5年 (民間)認定こども園開設 西幼稚園取り壊し
- ⑤ 令和8年 西保育園閉園

## 2) 東地区

### 【現状・課題】

●東地区には、公立幼児施設としていずみ幼稚園・東保育園の2園がある。また、私立の富岳台保育園、富岳キッズセンターあい、さくら保育園がある。

東地区は、市街化区域と調整区域を抱えており、子どもの出生数は徐々に減少している。市街化区域内での新設は敷地を探すのが困難、あるいは高額な資金が必要で、調整区域内であれば広い土地が確保できる可能性がある。

●いずみ幼稚園は、築37年で老朽化が著しいが、平成16年に改修工事を実施していることから、他の幼稚園施設と比べるとまだ、施設の長寿命化では対応できる状況にある。園児数は140人(平成31年4月)で、市内最大規模の幼稚園。ただ、市街化区域内の立地であり、本地と駐車場が借地である。

東保育園も、築36年で老朽化が著しいが、他の保育園施設と比べるとまだ、施設の長寿命化で対応できる状況にある。園児数は104人(平成31年4月)で、市内最大規模の公立保育園。

こちらも、市街化区域内の立地であり、本地と駐車場が借地である。

また、入り口の道路が狭く、通園の際に支障をきたしている。さらに大雨の際には北側の農業用水路が氾濫し園庭が浸水することがある。

●三島市佐野に隣接している向田小学校区は住宅団地の少子高齢化に伴い、子どもの数が激減。ここ数年の出生数は一けた台であり教育施設としての課題を抱えている。

●私立の富岳台保育園は、園児数は94人(平成31年4月)。富岳キッズセンターあいは、園児数42人(平成31年4月)。さくら保育園は、園児数は131人(平成31年4月)。さくら保育園を運営する法人が令和2年度末まで御宿台保育園の指定管理を行っている。

### 【配置方針】

●公立園の借地料が2園で年間約900万円と高額であり、統合して認定こども園化を図るためには、市街化調整区域の別の場所に新たな認定こども園を設置する必要がある。場所は向田小学校付近あるいは、平松深良線の沿線近くが最良と考えられる。人口集中区域をかかえていることから、200人規模の認定こども園の設置を行う。整備に当たっては、送迎のための駐車場・駐車場の確保が必須である。

●東保育園は閉園、いずみ幼稚園は全再編整備期間の当面の間、教育保育需要の充足のため、また、幼稚園機能の標準園として存続する必要がある。

### 【実施時期の考え方】

- ① 令和2年 地区説明 個別計画策定  
認定こども園設置場所選定
- ② 令和4年 土地購入 基本設計・実施設計委託
- ③ 令和5年 建築 東保育園閉園(年度末)
- ④ 令和6年 認定こども園開設 東保育園取り壊し 土地返却
- ⑤ 令和10年 いずみ幼稚園閉園

### 3) 深良地区

#### 【現状・課題】

●深良地区には、公立幼児施設として深良幼稚園・深良保育園がある。また、私立の聖母幼稚園、小規模保育所としてにこにこ園保育所がある。

深良地区は、市街化調整区域であり、子どもの出生数はそもそも少ないうえに、30人台から20人台に減少している地区である。

●深良幼稚園は、築43年で老朽化が著しい。園児数は40人(平成31年4月)で、受入数に余裕があることから希望園に入れなかった子どもの通園先の傾向が強い。

深良保育園も、築34年で老朽化が著しい。園児数は70人(平成31年4月)。

深良保育園は入り口の道路形状により、通園時に支障をきたしている。

●私立の聖母幼稚園は、園児数は82人(平成31年4月)。

#### 【配置方針】

●深良保育園の周辺に120人規模の認定こども園を設置。この場合、道路の形状が課題となることから、同時に道路整備が必要となる。

#### 【実施時期の考え方】

- ① 令和2年 地区説明 個別計画策定
- ② 令和3年 認定こども園設置場所選定
- ③ 令和6年 土地購入・基本設計・実施設計委託
- ④ 令和7年 建築 深良保育園・幼稚園閉園(年度末)
- ⑤ 令和8年 認定こども園開設 深良保育園・幼稚園取り壊し 土地整理

### 4) 富岡地区

#### 【現状・課題】

●富岡地区には、公立幼児施設として富岡第一幼稚園、第二幼稚園、富岡保育園、指定管理中の御宿台保育園、また、私立の千福が丘ひかり幼稚園がある。さらに認可外保育所として、矢崎グループ裾野保育園、こひつじ保育園(東名裾野病院)がある。この校区は企業地区であることから、多くの幼児施設が配置されている。また、市街化調整区域が大部分を占めている中で、子どもの数は市内でも高いレベルで推移してきたが、人口ビジョンの調査でも明らかとなったとおり、30代の子連れの企業従業員夫婦の社宅から住居建築に伴う転居が大きな原因として、また、この数年の企業の移転なども一因として子どもの数は急激に減少傾向である。企業地区のみでは平成13年に132名の出生があったが、平成13年生まれの132名の子どもは現在17歳であるが、5人しか裾野に残っておらず、ほとんどの子どもが転出してしまっている状況である。

●富岡第一幼稚園は築40年で老朽化が著しい。園児数は57人(平成31年4月)で、減少傾向。

富岡第二幼稚園は築35年で老朽化が著しい。この幼稚園の課題は、園児数が少人数であること。平成31年4月では19人であり、特徴でも述べた通り、ここ数年、異年齢保育が行われている状況にある。運動会等の行事運営に支障をきたし、集団生活での学びが希薄となる可能性が高い状況が続いている。今後、この校区の乳幼児数の大幅な増加は見込めないことから、子ども達の社会性の学習のためには早急な対応が必要である。

富岡保育園は、築45年で老朽化が著しかったことから、平成23年に改修・増築工事を実施しており、他の保育園と比べるとまだ、施設の長寿命化で対応できる状況にある。園児数は101人(平成31年4月)と市内でも大規模な保育園である。

さくら保育園を運営する桜愛会が指定管理運営を行っている御宿台保育園は築10年であり、企業地区を抱える保育園として園児数は188人(平成31年4月)と市内で一番大規模な保育園である。指定管理期間は平成30年度から3年間(令和2年度末まで)、指定管理制度導入までは保護者から不安の声もあったが、1年を経過し、モニタリング及びアンケート調査において、保護者からの評判は非常に良い状況(99%以上が良)である。令和3年からの民営化に向け準備を行うとともに継続して、保護者・事業者・市の3者協議を実施している。当市の公立幼児施設の指定管理からの民営化における成功事例として民間の力を、幼児を抱える保護者に理解されるよう関係者の努力が必要である。

●私立の千福が丘ひかり幼稚園は、園児数は77人(平成31年4月)。千福が丘地区も子どもの数が急激に減少している地域であり、近年では出生数が一桁台となっている。

#### 【配置方針】

●富岡第二幼稚園は令和2年度の3歳児の応募者がおらず、令和2年は5歳児4人、4歳児10人の14人での運営となる。今後の状況を考えると統合による閉園、子ども達は教育環境の良い大規模園への転園が望ましいと考える。その後の施設は、放課後児童室などとしての活用を図ることが可能である。

富岡第一幼稚園・富岡保育園は直線で約100mと、近接する幼児施設である。周辺は農地が広がっており、近隣の土地を求められれば、200人規模の認定こども園化が可能である。

御宿台保育園は、指定管理状況が良好であれば民営化への道筋ができ、民営化の際には認定こども園化を含めた民営化を図る。

#### 【実施時期の考え方】

- ① 令和2年 地区説明 個別計画策定 御宿台保育園指定管理の民営化方針決定 富二幼稚園の閉園決定
- ② 令和3年 御宿台保育園民営化・幼保の認定こども園設置場所選定
- ③ 令和7年 認定こども園土地購入 基本設計・実施設計委託
- ④ 令和8年 認定こども園建築 富一幼稚園閉園
- ⑤ 令和9年 認定こども園開設 富一幼稚園取り壊し 土地整理
- ⑥ 令和10年 富岡保育園閉園

## 5) 須山地区

### 【現状・課題】

- 須山地区の幼児施設は、須山幼稚園のみ。
- 須山幼稚園は、築38年を迎えており、平成12年に増築・改修工事を実施しているが、老朽化は進んでいる。
- 園児数は25人(平成31年4月)で、減少傾向である。
- 地区より保育施設を含む認定こども園化を数年前から要望されている。出生数がここ数年10人台であり、今後の増加基調も見込めないことから、進出企業に幼児施設に関するアンケートを実施したが、幼児施設建設の要望はなかった。

この地区の0歳から5歳児の子どもの数80名すべてが入園すればこの規模での新設園は維持が可能かもしれないが、今後の人口減少期に、80人規模以下の子どもの教育保育環境としては芳しい状況とは言えない。

現実的な手法としては、現施設に給食設備を整備した幼稚園型認定こども園化が、保育施設の早期設置を望んでいる地区の要望に一番応えられると考える。

特に地区からは、他施設との複合化の要望が強いが、複合施設の選定や施設の予定利用者数などの調査や多部局との調整がさらに必要となり、設置までに今後相当年数必要であることから現実的ではない。

地区の期待する考え方を整理・考慮して検討することが必要である。

### 【配置方針】

- すでに待ったなしの状況であり、この規模では民間事業者の進出は厳しい状況である。公立少数規模園として幼稚園を改修して認定こども園を設置するか、あるいは他園への通園を決める必要がある。設置しても小規模園となり子どもたちの教育保育環境として芳しい状況ではないこと、園運営ができなくなる可能性があることを地区・保護者に理解していただくことも必要である。

### 【実施時期の考え方】

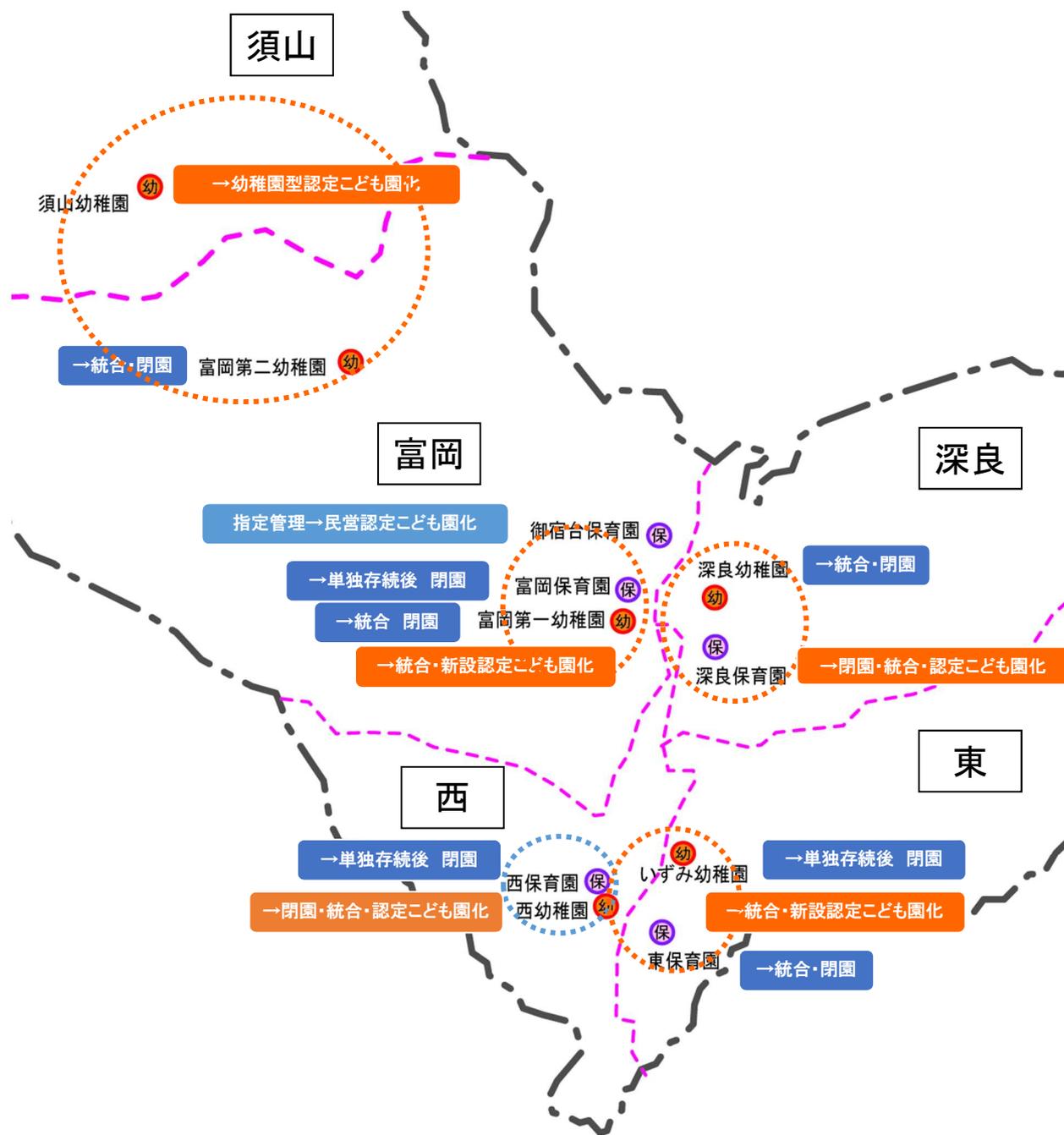
- ① 令和2年 地区説明 個別計画策定
- ② 令和3年 認定こども園化に向けた幼稚園の改修工事(給食施設)基本設計・実施設計委託
- ③ 令和4年 須山幼稚園改修工事
- ④ 令和5年 幼稚園型認定こども園開設

## 6) 幼・保の一体化(認定こども園化)と適正配置の方向性

○一体化(認定こども園化)及び適正配置の基本的な考え方を踏まえ、公立11施設の具体的な方向性について整理する。



○一体化（認定こども園化）及び統合後の公立幼稚園・保育園の分布



## 7) 公立幼稚園・保育園の一体化(認定こども園化)及び統合の方針

○構想期間(概ね 10 年間)における既存 11 施設の一体化(認定こども園化)及び統合の方針について整理する。

地区	幼・保	定員	児童数	新築年	築年数	一体化(統合)の方針	配置・整備方針
東	いずみ幼稚園	250	140	1982	36	→ 統合 認定こども園化	東地区内での新設
	東保育園	120	104	1983	35		
西	西幼稚園	160	98	1974	44	→ 統合 認定こども園化	西幼稚園と福祉センター跡地での新設
	西保育園	120	94	1982	36		
深良	深良幼稚園	90	40	1976	42	→ 統合 認定こども園化	深良保育園もしくは深良地区内での新設
	深良保育園	90	70	1985	33		
富岡	富岡第一幼稚園	160	57	1979	39	→ 統合 認定こども園化	富岡幼保周辺での新設
	富岡保育園	120	101	1974	44		
	御宿台保育園	180	188	2008	10	単独 認定こども園化	現施設での認定こども園化
	富岡第二幼稚園	90	19	1984	34	→ 統合 閉園	他の子ども施設へ転用
須山	須山幼稚園	90	25	1981	37	単独 認定こども園化	現地改修あるいは須山地区内での新設
合計		1,470	936			認定こども園化しても、当面、一部の公立保育園・幼稚園は単独で残します。	

※「児童数」は H31 年度当初の園児数

[施設設置基準の比較]

	幼稚園	保育所	認定こども園
<b>所 管</b>	文部科学省	厚生労働省	内閣府・文部科学省・厚生労働省
<b>根拠法令等</b>	学校教育法	児童福祉法	認定こども園法・静岡県条例第70号「就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の基準に関する条例」
<b>設置基準</b>	幼稚園設置基準	児童福祉施設最低基準	認定の基準に関する条例
<b>施設等基準</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室</li> <li>・保育室(学級数以上)</li> <li>・遊戯室</li> <li>・保健室</li> <li>・便所</li> <li>・飲料水用設備・手洗用設備・足洗用設備</li> <li>・運動場(同一敷地内)</li> <li>[以下努力義務]</li> <li>・放送聴取設備・映写設備</li> <li>・水遊び場・幼児洗浄用設備</li> <li>・給食施設・図書室・会議室</li> </ul>	<p>[乳児又は満2歳に満たない幼児]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室 1.65 m<sup>2</sup>/人</li> <li>・ほふく室 3.30 m<sup>2</sup>/人</li> <li>・医務室</li> <li>・調理室</li> <li>・便所</li> </ul> <p>[満2歳以上の幼児]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室又は遊戯室 1.98 m<sup>2</sup>/人</li> <li>・屋外遊戯場</li> <li>・調理室</li> <li>・便所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室又は遊戯室 1.98 m<sup>2</sup>/人</li> <li>・屋外遊戯場</li> <li>・調理室</li> </ul> <p>[満2歳に満たない乳幼児]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室 3.30 m<sup>2</sup>/人</li> <li>・ほふく室 3.30 m<sup>2</sup>/人</li> </ul> <p>[以下努力義務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室、ほふく室を兼用しない0歳児室は 4.95 m<sup>2</sup>/人</li> </ul>
<b>施設面積基準</b>	<p>園舎(2学級以上)</p> <p>320+100×(学級数-2)m<sup>2</sup>以上</p> <p>運動場(3学級以上)</p> <p>400+80×(学級数-3)m<sup>2</sup>以上</p>	<p>園舎</p> <p>面積に関する基準は無い</p> <p>屋外遊戯場</p> <p>3.30 m<sup>2</sup>/人</p>	<p>園舎(2学級以上)</p> <p>320+100×(学級数-2)m<sup>2</sup>以上</p> <p>(満2歳以下の保育室、乳児室、ほふく室を除く)</p> <p>屋外遊戯場(3学級以上)</p> <p>400+80×(学級数-3)m<sup>2</sup>以上</p> <p>+3.30 m<sup>2</sup>/人(満2歳以上満3歳未満児)</p>
<b>職員資格</b>	幼稚園教諭	保育士	<p>保育教諭</p> <p>0～2歳児は保育士</p> <p>3～5歳児は保育士・幼稚園教諭併有が望ましい</p>
<b>配置基準 (児:職員)</b>	<p>1学級 35人以下:1人(原則)</p> <p>学級ごとに1人の専任教諭配置</p>	<p>保育士配置</p> <p>乳児 3:1</p> <p>3歳未満児 6:1</p> <p>3歳児 20:1</p> <p>4歳児以上 30:1</p>	<p>0～2歳児と長時間の3歳以上児は保育所基準</p> <p>短時間の3～5歳児は幼稚園基準</p>
<b>教育・保育 内容の基準</b>	幼稚園教育要領	保育所保育指針	保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領

## 5 再編スケジュール(案)

### (1) 再編概略スケジュール イメージ(案)

各施設の状況を勘案した上で整備の順位付けを行い、財政的に平準化した上で10年間のスケジュールとして関係者より具体的なイメージを共有するためにこのスケジュール案を示す

		H31 (R1)	R 2	御宿台認定こども園	須山認定こども園	西認定こども園	東認定こども園		深良認定こども園	富岡認定こども園		
				R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
東	認定こども園		個別計画策定	設置場所選定	土地購入・基本設計委託・実施設計委託	造成・東こども園建設	第2(東)認定こども園開設					
	東保育園			土地返却の申し出		東保育園閉園	取り壊し・原状回復・返却					
	いずみ幼稚園		幼稚園の継続について審議	土地返却の申し出	いずみ幼稚園運営						いずみ幼稚園閉園	取り壊し・原状回復・返却
西	認定こども園		福祉センター取り壊し・個別計画策定・民間園誘致	こども園プロポーザル・事業者決定・建築補助申請	造成・こども園建築	民設(西)認定こども園開設						
	西幼稚園				西幼稚園閉園	取り壊し・原状回復・返却						
	西保育園		西保育園の今後協議						西保育園閉園	取り壊し・駐車場原状回復・返却		
深良	認定こども園		個別計画策定	設置場所選定	土地購入の申し出		土地購入・基本設計委託・実施設計委託	造成・深良こども園建設	第3(深良)認定こども園開設			
	深良幼稚園							深良幼稚園閉園	取り壊し・原状回復			
	深良保育園							深良保育園閉園	取り壊し・原状回復			
富岡	認定こども園		個別計画策定	設置場所選定	土地購入の申し出		土地購入・基本設計委託・実施設計委託	造成・富岡こども園建設	第4(富岡)認定こども園開設			
	富岡第一幼稚園							富一幼稚園閉園	取り壊し・原状回復			
	富岡保育園		保育園の継続について審議	富岡保育園運営						富岡保育園閉園	取り壊し・原状回復	
	認定こども園			民設(御宿台)認定こども園開設								
	御宿台保育園	三者協議	民営化方針決定									
	富岡第二幼稚園	保護者説明	富二幼稚園閉園	児童館・放課後児童室・改修工事								
須山	認定こども園		個別計画策定	給食施設増設工事基本設計・実施設計・事業者選定	給食施設増築工事	第一(須山)認定こども園開設						
	須山幼稚園											

## (2) 施設(認定こども園化)の民営化スケジュール(案)

○現在の施設の建替えを想定した民営化の手法として、2つのケースを想定する。ケース1・2ともに、合意形成や設計・建設等に関わる期間は、可能性のある最早で最短の想定となっている。

○なお、既存施設を活用(必要な改修等を実施)して、民営化を進める場合は、下記のケース1・2で想定している施設整備に関する期間は短縮されることになる。

### ケース1; →民設民営(移管)

	検討1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以降
施設整備	地域・保護者等への周知説明及び補助事業採択調整 施設整備ガイドラインの作成、敷地貸与方針等	民間事業者による建設整備 ;2~3年間			⇒☆開園(民設)		
運営	現在の幼稚園または保育園(公営)				⇒一体化施設-認定こども園(民営)		
民営化に向けた取り組み	民営化への移行方針、合意形成、事業者選定等			(※民間事業者の現在施設での移行準備等)	⇒民営化(移管)		
事業推進上の主なリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者選定以前に、地元・関係者等と民営化に関して合意を得ておく必要がある。</li> <li>当初段階に民間事業者を選定することが必要となる。事業者の応募・選定がなければ、事業を進めることができない。</li> </ul>						

### ケース2; 公設民営(指定管理)→民営化(移管)

	検討1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以降
施設整備	地域・保護者等への周知説明、基本計画の作成	基本設計・実施設計	建築工事		☆開園(公設) ;施設管理費(指定管理委託)		⇒民営化(貸与/譲渡)
運営	現在の幼稚園または保育園(公営)				一体化施設-認定こども園(指定管理委託)		⇒一体化施設-認定こども園(民営)
民営化に向けた取り組み	指定管理及び民営化への移行方針、合意形成、事業者選定等	委託(指定管理)に向けた準備検討 ;2~3年間		民営化(移管)に向けた準備 ;2年間程度(※指定管理者による事業継続を想定)		⇒民営化(移管)	
事業推進上の主なリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者選定(指定管理含む)以前に、地元・関係者等と民営化に関して合意を得ておく必要がある。</li> <li>市の施設整備費及び指定管理期間中の運営費について、国・県の財政支援がないため、市の財政負担が大きい。</li> </ul>						

## (3) 推進体制

推進体制としては、庁内においては幼児施設整備庁内検討会、市民参加の公の機関としては、子ども・子育て会議を推進管理機関として推進状況をチェックするとともに報告・公表していく。

## 附属資料

# 1. ソフト事業の提案

---

令和元年11月13日の子ども・子育て会議施設整備検討部会で協議された、現11施設を再編した場合のインシャル・ランニングコストの一部をソフト事業に充てる協議がなされた。

その検討結果を今後の施設整備時に活かすよう提案する。

## <提案アイデア>

**学習に関すること**：園でお稽古事ができる・読書習慣（読み聞かせ）・塾を入れる・非認知能力講座を行う・1日に1度は外国語の授業・幼児教育事業者と一緒に授業を行う・本物とのふれあい（プロスポーツ選手など）・スポーツ教室の年間実施

**知育・木育**：泥遊び体験・知育おもちゃの購入・木育の実施・子どもの心を育てる

**親目線**：認定こども園にカフェ（保護者同士の語らいの場）・ストレスのない送迎・かわいい制服

**親体験**：親の先生体験・親教育

**交流**：公私立の園児交流

**保育認定**：ゆるい保育認定

**正職・保育士教諭対応**：正職員を8割から9割にする（質の向上）・保育士・教諭の給料を上げる・先生を2人体制にする（1人は外人）・保育士・教諭の研修の実施

**専門スタッフの配置**：外国人の先生が常駐・英語教育の先生の常駐・看護師を常駐・ほめて育てるほめる専門員・遊びインストラクター・遊びのいろいろな達人を呼び、教えてもらう・アナウンサーの絵本の読み聞かせ・運動能力を育てる（体育の先生）、体づくり（逆立ち、逆上がり。竹馬）・子どものことを何でも相談できるスタッフ

**小学校連携**：小学校と幼保が連結・年長さんの学習（小学校に向けた あいうえお、数字）

**リサイクル**：育児用具の交換会・市内全園（公立）の制服統一と年に一度の制服のフリマ

**様々な保育（休日・延長等）**：駅に一時預かり・気軽にできる一時保育・休日も預かる・延長保育の実施・祝日（仕事ありの人）もやっている保育園・長期休暇中の預かり・幼稚園の延長保育（をもっと）病児保育・病児保育反対・病児保育の実施

**地域で保育**：保育園の充実＝働く親の増加＝一人で過ごす小学生増加⇒地域で居場所づく

り・公民館などを利用した放課後学習室（先生は地域の高齢者）・地域の高齢者に土日祝日など遊んでもらえる場所

**歌のお兄さん**：歌のお兄さんがいる・年1回は歌のお兄さんか幼児教育キャラクターを呼ぶ・子どもにとって有名な外部講師を呼ぶ・子供会の消滅が多いので行政で地区の子どもを集めるイベント開催

**給食・食育**：おいしい給食・地産地消の野菜を使った給食・コメは地元のコシヒカリ・小麦栽培体験・食育（地産地消）お米、おいも、お茶、野菜づくり・食育（田植え⇒稲刈り 1年を通して関わる）・浄水器の設置

**園の体制づくり**：市内で統一した保育目標を立てる（他の街にはないもの）・園の評価の質を高める方法の一つとして外部の評価委員を充実させる・市内の公私立園関係なく保育・教育の質を上げる方法を考える・民営化するには評価項目のレベルを高くする

**0歳～3歳親子**：0歳～3歳くらいまでの親子で通うことができる支援センターの充実・保育の充実もいいけど親子で過ごす時間（特に0歳～3歳）を大切にできる市の方向性

**複合施設**：老人ホームやデイケアと連携した複合施設・複合化は高齢者が子ども達にどのように接するかが明確にならないと意味がなくなる。

**親子体験**：親子で体験できる季節行事（芋ほりなど）・季節の親子行事ボランティア

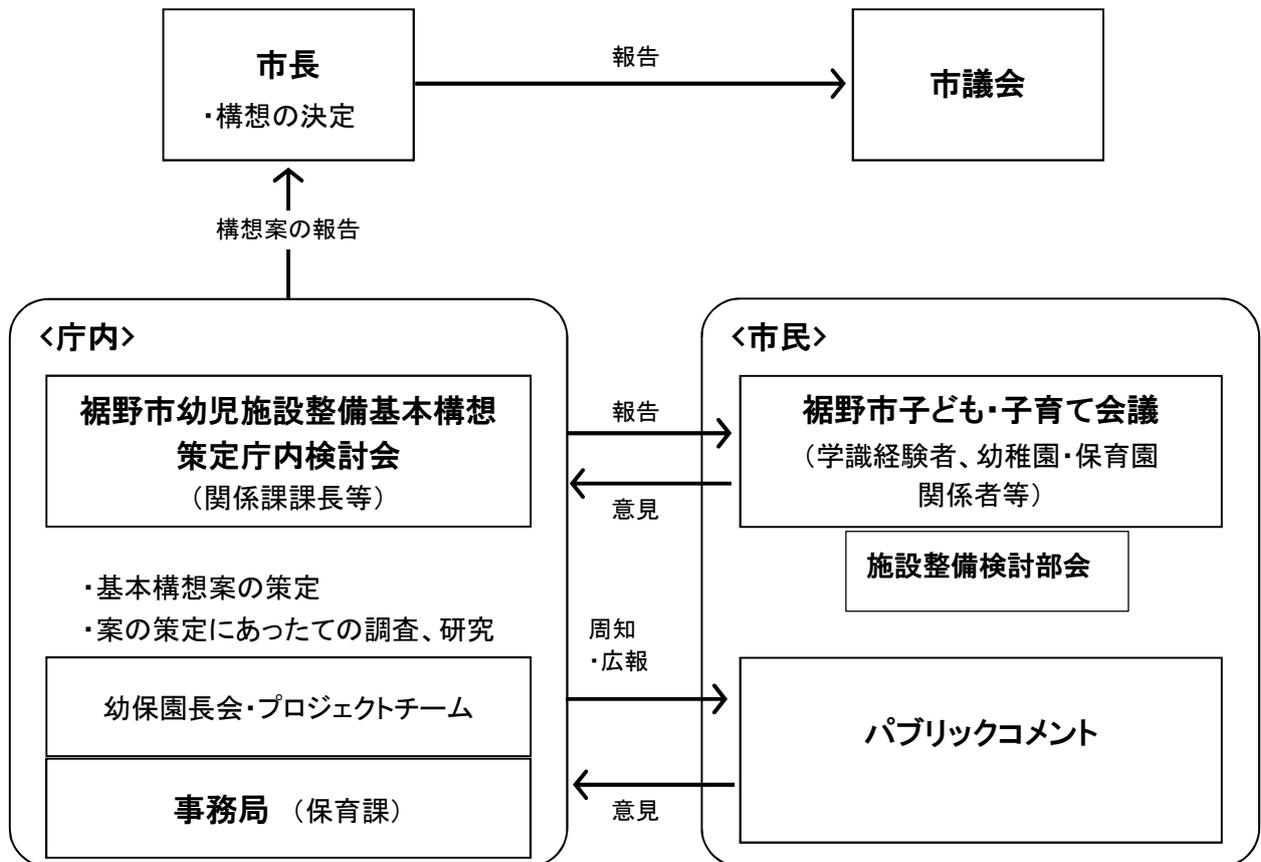
**ICT化**：全園ICTの導入・3歳以上タブレット導入・写真のネット注文・園での生活の風景をネットなどでみられるようにする・園内にライブカメラを設置し子どもの様子を見られる

**安心な登園**：安全に登園・園にバスを導入

**園庭・遊具・環境**：遊具を増やす・園内にBGM・公園が認定こども園・公園のような園庭・園庭に遊具がいっぱい・園庭を芝生にする

## 2. 策定体制・策定経緯等

### ■策定体制



## ■策定経緯・各種委員名簿・スケジュール

年月日	事項	主な内容
平成31年4月24日	第1回子ども・子育て会議	現状説明
令和元年7月24日	第1回幼児施設整備基本構想庁内検討会(以下検討会)	今までの経緯・幼児施設整備基本構想見直し及び再編計画策定の趣旨説明
	第1回子ども・子育て会議施設整備部会(以下施設部会)	今までの経緯・幼児施設整備基本構想見直し及び再編計画策定の趣旨説明
令和元年8月28日	第2回子ども・子育て会議	施設整備部会協議内容説明
令和元年9月25日	第2回施設部会	改訂基本方針・基本構想改訂骨子案・再配置場所について
令和元年10月23日	第2回庁内検討会	改訂基本方針・基本構想改訂骨子案・再配置場所について
令和元年10月28日	公立幼・保育園長検討会	改訂基本方針・基本構想改訂骨子案・再配置場所について
令和元年10月30日	第3回子ども・子育て会議	改訂基本方針・基本構想改訂骨子案・再配置場所について
令和元年11月13日	第3回施設部会	ソフト事業の検討
令和元年12月5日	第3回庁内検討会	基本構想改訂(案)
令和元年12月11日	第4回子ども・子育て会議	基本構想改訂(案)
令和元年12月24日 ～令和2年1月24日	パブリックコメント	「裾野市幼児施設整備基本構想改訂(案)」に関するパブリックコメント募集
令和2年1月29日	第4回施設部会	基本構想改訂(案)
令和2年2月5日	第4回庁内検討会	基本構想改訂(案)
令和2年3月4日	第5回施設部会	基本構想改訂(案)
令和2年3月11日	第5回子ども・子育て会議	基本構想改訂(案)
子ども・子育て会議委員	会長 勝又美代子 副会長 三浦靖幸 委員 川下美緒 愛徳 聡 宮田知夏 吉岡景子 佐藤貴博 平野貴洋 上藤法光 勝又奈保子 橋本正美 櫻井利彦 池田宗久 眞田一男 渡邊直子	
施設部会委員	部会長 三浦靖幸 委員 宮田知夏 吉岡景子 渡邊直子	
庁内策定委員	会長 石井 敦(子育て支援監) 委員 加藤忠彦(企画政策課長) 山田克彦(行政経営監付副参事) 勝又博文(財政課長) 勝又明彦(教育総務課長) 鈴木 努(まちづくり課長) 鈴木則和(子育て支援課長) 笠間健男(保育課長)	
プロジェクトチーム	石井 敦 小野善之(保育課主幹) 眞田さおり(子育て支援課係長)	
公立園長	野田孝敏(いずみ幼稚園長) 岩佐晃伸(西幼稚園長) 大岩ゆかり(深良幼稚園長) 藪下亮治(富一幼稚園長) 鎌野清美(富二幼稚園長) 勝又直江(須山幼稚園長) 松山みゆき(東保育園長) 根上知子(西保育園長) 小澤晃子(深良保育園長) 渡邊亮子(富岡保育園長)	
事務局員	石井 敦 笠間健男 小野善之 眞田さおり	

裾野市 幼児施設整備基本構想見直し 個別計画策定 スケジュール													
2018年度 平成30年度													
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月													
会議等	子ども子育て支援ニーズ調査												
	内部調整												
	施設整備検討準備												
2019年度 令和元年度													
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月													
会議等	計画策定			説明・依頼	説明・検討	説明・検討・データ修正	検討・データ修正	検討・データ修正	検討・データ修正	検討・データ修正	パブコメ 12月24日～ 1月24日	検討・データ修正	確定
	PT・内部検討・庁内組織等			PT設置(初旬)	庁内会議 (7月24日)	② 庁内会議 (8月21日)	③ 庁内会議 (10月23日)	④ 庁内会議 (12月5日)	⑤ 庁内会議 (1月17日)	⑥ 庁内会議 (2月5日)			
	子ども・子育て会議	1回目				2回目 (8月28日)	3回目 (10月30日)	4回目 (12月11日)				5回目 (3月11日)	
	子ども・子育て会議 施設部会			1回目 (7月24日)		2回目 (9月25日)		3回目 (11月13日)		4回目 (1月29日)		5回目 (3月4日)	
	庁議・議会・パブコメ								庁議報告	パブコメ準備・ 議会中間報告	パブコメ	議会視察	庁議報告 議会報告
2020年度 令和2年度(予定)													
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月													
会議等	個別計画検討委員会			庁内会議2		庁内会議3		庁内会議4				庁内会議5	
	プロジェクトチーム	PT設置 初旬		個別計画策定作業									
	子ども・子育て会議 施設部会				中旬		下旬					中旬	
	子ども・子育て会議	1回目					中下旬						上旬
	庁議・議会・地区説明会	御宿台保育園指定管理から民営化			須山・富二 地区説明会	富岡・深良 地区説明会	西・東 地区説明会	須山・富二 地区説明会	富岡・深良 地区説明会	西・東 地区説明会			庁議説明 市長確定 議会説明

### 3. 静岡県の市町別公私別幼稚園・保育所施設数

#### ■公立・私立別の幼稚園・保育所施設数

(令和元年度)

市町名	公立				私立						公立園率				
	保育園	幼稚園	こども園	合計	保育園	幼稚園	こども園	地域型保育施設	認可外保育施設	合計	保育園	幼稚園	こども園	地域型保育施設	合計
静岡市	0	0	59	59	58	32	47	43	62	242	0%	0%	56%	7%	20%
浜松市	20	60	0	80	40	46	63	43	40	232	33%	57%	0%	0%	26%
沼津市	7	2	0	9	22	14	8	4	15	63	24%	13%	0%	0%	13%
熱海市	3	5	0	8	3	0	1	1	0	5	50%	100%	0%	0%	62%
三島市	6	11	0	17	9	3	5	4	0	21	40%	79%	0%	0%	45%
富士宮市	13	0	0	13	2	9	9	8	15	43	87%	0%	0%	0%	23%
伊東市	4	9	0	13	6	2	0	3	2	13	40%	82%	—	—	50%
島田市	2	0	0	2	15	4	5	7	3	34	12%	0%	0%	0%	6%
富士市	18	10	3	31	14	8	12	14	32	80	56%	56%	20%	13%	28%
磐田市	7	10	8	25	11	2	5	10	16	44	39%	83%	62%	0%	36%
焼津市	4	7	0	11	9	11	0	15	13	48	31%	39%	—	—	19%
掛川市	0	8	1	9	10	3	7	9	9	38	0%	73%	13%	0%	19%
藤枝市	3	0	0	3	13	15	7	31	4	70	19%	0%	0%	0%	4%
御殿場市	8	8	1	17	8	2	1	4	1	16	50%	80%	50%	0%	52%
袋井市	1	14	1	16	14	1	1	0	0	16	7%	93%	50%	—	50%
下田市	1	1	1	3	2	0	0	0	2	4	33%	100%	100%	—	43%
裾野市	5	6	0	11	4	3	0	0	3	10	56%	67%	—	—	52%
湖西市	3	6	0	9	2	0	3	1	4	10	60%	100%	0%	0%	47%
伊豆市	0	0	3	3	1	0	3	0	4	8	0%	—	50%	—	27%
御前崎市	2	3	3	8	1	0	0	0	0	1	67%	100%	100%	—	89%
菊川市	0	1	1	2	4	0	7	1	5	17	0%	100%	13%	0%	11%
伊豆の国市	3	5	0	8	2	0	2	1	1	6	60%	100%	0%	0%	57%
牧之原市	9	1	1	11	1	1	3	2	0	7	90%	50%	25%	0%	61%
市計	119	167	82	368	251	156	189	201	231	1028	32%	52%	30%	2%	26%
東伊豆町	0	2	0	2	1	0	0	6	1	8	0%	100%	—	—	20%
河津町	0	1	0	1	1	0	0	3	0	4	0%	100%	—	—	20%
南伊豆町	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	—	—	100%	—	100%
松崎町	0	1	0	1	1	0	0	0	1	2	0%	100%	—	—	33%
西伊豆町	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	—	—	100%	—	100%
函南町	1	6	0	7	3	0	0	0	0	3	25%	100%	—	—	70%
清水町	2	4	0	6	2	0	1	3	3	9	50%	100%	0%	0%	40%
長泉町	2	4	1	7	3	1	2	3	2	11	40%	80%	33%	0%	39%
小山町	3	3	1	7	0	0	1	0	0	1	100%	100%	50%	—	88%
吉田町	4	0	0	4	0	0	0	1	0	1	100%	—	—	0%	80%
川根本町	2	0	0	2	1	1	0	0	0	2	67%	0%	—	—	50%
森町	0	6	0	6	2	0	0	0	0	2	0%	100%	—	—	75%
町計	14	27	6	47	14	2	4	16	7	43	50%	93%	60%	0%	52%
市町計	133	194	88	415	265	158	193	217	238	1071	33%	55%	31%	2%	28%

# 裾野市幼児施設整備基本構想

改訂版

裾野市公立教育・保育施設再編計画

---

【発行】 裾野市健康福祉部保育課

〒410-1192 裾野市佐野1059番地

TEL/055-995-1822 FAX/055-992-3681

E-mail [jidou@city.susono.shizuoka.jp](mailto:jidou@city.susono.shizuoka.jp)

---

令和2年3月